

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十七号

平成十八年五月十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 石田 祝稔君
理事 今井 宏君 理事 新藤 義孝君
理事 平田 耕一君 理事 増原 義剛君
理事 吉川 貴盛君 理事 近藤 洋介君
理事 達増 拓也君 理事 榎屋 敬悟君
小此木八郎君 岡部 英明君
金子善次郎君 北川 知克君
近藤三津枝君 佐藤ゆかり君
清水清一朗君 塩谷 立君
平 将明君 長崎幸太郎君
野田 毅君 橋本 岳君
早川 忠孝君 藤井 勇治君
牧原 秀樹君 松島みどり君
武藤 容治君 望月 義夫君
森 英介君 山本 明彦君
山本ともひろ君 小川 淳也君
大畠 章宏君 川端 達夫君
吉良 州司君 北神 圭朗君
佐々木隆博君 津村 啓介君
野田 佳彦君 松原 仁君
三谷 光男君 鷲尾英一郎君
高木 陽介君 塩川 鉄也君
武田 良太君

經濟産業大臣 二階 俊博君
内閣府副大臣 櫻田 義孝君
經濟産業副大臣 西野あきら君
政府特別補佐人 竹島 一彦君
(公正取引委員会委員長)
政府参考人 和泉澤 衛君
(公正取引委員会事務局
官房総括審議官)

政府参考人
(公正取引委員会事務局
審査局長) 松山 隆英君
政府参考人
(金融庁総務企画局審議官) 畑中龍太郎君
政府参考人
(金融庁総務企画局参事官) 山崎 穰一君
政府参考人
(総務省郵政行政局長) 鈴木 康雄君
政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議
官) 大辻 義弘君
政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議
官) 板東 一彦君
政府参考人
(資源エネルギー庁資源・
燃料部長) 近藤 賢二君
政府参考人
(資源エネルギー庁電力・
ガス事業部長) 安達 健祐君
政府参考人
(中小企業庁長官) 望月 晴文君
政府参考人
(中小企業庁経営支援部長) 古賀 茂明君
經濟産業委員会専門員 熊谷 得志君

委員の異動
五月十七日

補欠選任

片山さつき君

佐藤ゆかり君

北神 圭朗君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

津村 啓介君 鷲尾英一郎君
同日 補欠選任
北神 圭朗君

五月十六日

意匠法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
六九号)(参議院送付)

同日

新聞の特殊指定堅持に関する請願(越智隆雄君
紹介)(第二〇六二号)

同(木村勉君紹介)(第二〇六二号)

同(武正公一君紹介)(第二〇六三三号)

同(太田昭宏君紹介)(第二二二九号)

五月十七日

我が国を支えるエネルギー戦略の確立に関する
陳情書(東京都千代田区大手町一の九の四奥田
碩)(第二二八号)

同日

新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見書
(北海道帯広市議会)(第三九四六号)

新聞の「特殊指定」制度の堅持に関する意見書
(北海道北見市議会)(第三九四七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律
案(内閣提出第六二号)

意匠法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
六九号)(参議院送付)

○石田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業等協同組合法等の一部を改
正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として公正
取引委員会事務局官房総括審議官和泉澤衛君、
公正取引委員会事務局審査局長松山隆英君、金
融庁総務企画局審議官畑中龍太郎君、金融庁総務
企画局参事官山崎穰一君、総務省郵政行政局長鈴
木康雄君、經濟産業省大臣官房審議官大辻義弘
君、經濟産業省大臣官房審議官板東一彦君、資源
エネルギー庁資源・燃料部長近藤賢二君、資源エ
ネルギー庁電力・ガス事業部長安達健祐君、中小
企業庁長官望月晴文君及び中小企業庁経営支援部
長古賀茂明君の出席を求め、説明を聴取いたした
いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○石田委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。榎屋敬悟君。

○榎屋委員 おはようございます。

先日の委員会に引き続きまして、中小企業等協
同組合法の審議をさせていただきます。

先日の委員会の審議を聞いておりまして、相当
きめ細かな質疑が行われたというふうに思ってお
ります。先日の質疑を参考にさせていただきなが
ら、なお大きい観点から質疑をさせていただきた
い、このように思っております。

先日の質疑でもよく理解できたところでありま
すが、今回の改正、時代の変化の中で、中小企業
組合等の事業運営全般のガバナンスの強化、規律
の強化を図るというものであります。あわせまし

て、問題になっております共済事業の健全運営を図ろうというものでありまして、重要な改革であるというふうに思っております。

保険業法の改正でありますとか、あるいは農業協同組合法の改正、さらには会社法制の改正、そしてこの国会にかかっております公益法人の改革というようなことを考えますときに、やはり中小企業の協同組合についても時代に対応した改正を行わなきゃならぬということはよく理解をいたします。

その上で、私、そもそも論になって恐縮なんです、この中小企業等協同組合法の法律、それから、よくよく法律を眺めてみますと中小企業団体の組織に関する法律がありまして、この二つの法律はどういう関係かなということを、素人でありまして、ずっと勉強しておりますと、両方の法律を眺めてみて、現場で話を聞きますと、この二つの法律はそれぞれ、基本法と個別法の関係だという説明をされておられる方もありますし、あるいは団体法については、やはり総括的な、包括的な法律なんだ、あるいは母親の法律だとかいろいろ言われて、なるほどと。

しかし、法律の目的なりを眺めてみると、そんな関係があるのかどうなのか。あるんだろうと思いいながらも、せっかく今回、団体、企業等のガバナンスの向上のための措置、一連の中小企業協同組合法の改正経緯を見ますと、今回の改正というのは相当大きな改正ではないかな、私はこう理解をするわけであります、どうせならば、私のような素人から見てもわからぬ法律の關係は整理して一本化するとか、抜本的な改正をする必要があるんじゃないか。法律というのは少なければ少ないほどいいわけでありまして、とりわけ、私、公益法人の改革にずっとこの四、五年かかわってまいりまして、随分苦勞して、民法三十四条に基づく社團、財団、二万六千ありますけれども、手をつける、抜本改革をするということでこの国会に法律が出ているわけであります。

中小企業組合、これもやはり法人でありまし

て、全国で相当数、三万八千ぐらいの数があるということ、レベラアップを図るということであれば、法体系としての見直しもあつていいんじゃないか。今回、五年の経過措置^あがありますから、全体の流れを見てさらに考えていくということかもしれないませんが、その辺の大きな話をまずお尋ねしたいと思います。

○望月政府参考人 中小企業組合法と、それから中小企業団体の組織に関する法律、いわゆる団体法との関係、先生今言及されましたように、一般的には、団体法が一般法で、むしろ組合法というのは、協同組合あるいは中央会などについて規定をしている特別法的な存在であるというふうに位置づけられている、法制的にはそういうことだろうと思っております。

ただこの両法律も大変歴史的経緯を持っている法律でございますので、過去に、例えば団体法などにつきまして言えば、中小企業が組織化政策の中で、弱者同士が非常に協力していかないといけない、特に日本経済の二重構造と言われていたような時代における政策の中では、中小企業のための共同行為などについて独禁法の適用除外にするとか、そういったことで機能を發揮してきた部分ももちろんあるわけでございますし、それから、団体法のみに基づいてできている中小企業法の組織というものも幾つかございまして、それに基づいて現実には活動をされている組織もあるわけでございます。

今御提案申し上げております組合法の中における改正についての意識は、むしろ、協同組合の事業そのものが、今主流にはなってきたておりますけれども、現時点における解決しなければいけないさまざまな新しい問題、特にガバナンスの問題と一言っておりますけれども、一般統治の問題につきまして早急に手当てをしていかないと組合自身も存在意義にかかわってくるということがございましたものですから、組合法についてその改正を御提案申し上げているところでございます。

現実問題として、団体法に規定されている組織

と組合法に規定されている組織との間で、一般法、特別法の関係を超えて、さらに、何か特段の混乱とか困難が生じていて中小企業者の間で非常に困っているというような事態を現時点では私ども余り認識をしていないものでございますので、今回は組合法の改正ということでお願いをしているところでございます。

もちろん、こういった社会経済組織の中における私どもの政策の一環としての法制度でございますので、不断の見直しということは常に必要だと思っておりますので、私どもとしても、御議論を踏まえてさらに考えていく必要はあろうか、こういうふうに通じておるところでございます。

○榊屋委員 わかりました。団体法もあるいは組合法もともに歴史的経緯がある、こういうことでありますが、今御説明がありましたように、恐らく団体法も相当大きな役割を果たしてきたんだろう。

ただ今の時点で、法律というのはわかりやすい方がいわけでありまして、本当に私はずぶの素人として、今回の法律改正をするに当たつて法律全体をずっと眺めてみるとなかなか、素人から見るとすぐ理解できない。どういう関係なんだろうかなと。一般法と特別法とかいろいろな言い方があります、では、どういうかわりがあるのか。こういうと、余りかわりがいいような、全く別個の法律のような気もするし、あわせて、当然ながら、今回の法改正の中でその他の組合等についても改正されているわけで、だから、団体法は恐らく改正する必要は全くない。全くないということは、かわりはない、一般法と特別法の関係なのかな、そうでもないんじゃないかなと。

経緯の中で、法律を整理するということは余りしたがないんですね、役所は。私、さつき言いましたように、法律は少なければ少ないほどいい、日本の国は法律が多過ぎる、こう思っている一人でありまして、ぜひそういう観点からも、私自身もさらに研究をしていきたい、こういうふう

さて、内容に入りたいと思います。

今回、ガバナンスの充実のために規律強化の仕組みが導入されるわけであり、大規模な組合に対する措置として、監事の権限強化であるとか、あるいは員外監事制度の義務化、さらには余格金の運用制限の導入というようなこと。そして、大規模に共済事業を実施する組合、いわゆる特定共済組合でしょうか、これについても兼業の禁止であるとかさまざまな新しい仕組みが導入されるわけであり、その対象区分、これは政令で規定をするのでしょうか。組合員千人以上と規定をすることが想定をされているようですが、この対象区分の考え方について、改めてもう一度御説明をいただきたいと思います。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。
組合員数の大きな大規模な組合とそうでない組合を分けて考えるというのが今回の改正の一つの特徴になっているというのは御指摘のとおりでございます。

やはり総合というのは、組合員自治で、相互扶助の精神で運営してもらおうというのがあくまでも基本ではございますけれども、昨今のいろいろな状況の変化、いろいろな問題が発生しているというところから、このガバナンスの規律を強化する必要があるということで、全般的に規制を強化するということを行うに当たっては、やはり組合自治というところの、余り過剰な規制になつてはいけないということで、必要最小限のものをまずかけるといふことでございます。

そしてその上で、昨今のいろいろな問題が起きている事例を見えますと、非常に組合員の数が多い組合で問題が起きている。では、それはなぜなのかというのを考えてみますと、組合員の数が多くなりますと、どうしても個々の組合員が、組合運営に自分が携わっているんだ、自分たちが主体なんだという意識が希薄化する傾向があるということが考えられまして、それによって、例えば理事がおかしなことをやってもなかなか組合員によるチェックがきかない、そういうった問題が

出てくるという実態がございます。

過去に起きた事例を見ますと、いずれも千人を超えるような大規模な組合で問題が生じていたという具体的な事例がございますので、この千人というのを一つの基準といたしまして、千人を超えるようなものについてはさらに一段厳しい規律強化の規制を行っていくというようにいたしたものでございます。

また、昨年改正されております保険業法におきまして、契約者の数が千人を超えるかどうかというところは、自治運営が機能しにくいんじゃないか、そういう基準として、考え方として採用されているということも踏まえたものでございます。

○榊屋委員 ありがとうございます。

そこで、大規模な共済事業を実施する組合、いわゆる特定共済組合ということになるんでしょうか、今回は原則兼業禁止ということでありますけれども、原則というのは例外があるわけでございまして、恐らく百ぐらいの数が想定されているんでしょうが、私も現場に行くと、団体中央会というところと実態を聞いてまいりました。県単位であります火災共済組合あるいは中小企業の共済等については恐らく専業型で行われているわけでありまして、これだけでも合わせれば九十ぐらいになるわけで、ほとんどは問題はないだろう、私はこう思っているんですが、その他、原則兼業を禁止するという場合、では、例外はどういう場合にオーケーなのか、あるいは具体的に兼業を行う今の中小企業組合の実態があるのかどうか、そうした実情を聞かせていただきたいと思えます。

○古賀政府参考人 組合員の数が千人を超えるような組合で共済事業を行っているものというものが、今後、特定共済組合ということで、兼業が原則禁止されるということになるわけでございます。私ども、もちろんそういうところ、今どんな兼業をしている例があるのかというようなことも調査しております。

基本的に、なぜ兼業を禁止するかといえば、当

然のことながら、兼業している共済事業ではないほかの事業が何かうまくいかなかったというようにときに共済事業の健全な運営に影響を与えるおそれがあるということで、そういうものはやめてもらっては困るという考え方に立っているわけでございますけれども、今まさに先生御指摘いただきましたところ、大規模な組合においては、ほとんどのところは兼業はしていないというのが実態でございます。

ただ、幾つか兼業と考えられる事例もございまして、例えば、ガソリンスタンド業者の組合の連合会でやっております事業で、皆さん、ガソリンスタンドで窓ガラスをふいたりするときにタオルを大量に使うわけですが、このタオルを共同購入すれば非常に安くなるということがあるものですから、この連合会では共済事業をやっているわけですが、それと並行してタオルの共同購入事業をしている。これは形式的に言えば兼業ということになるわけでございます。

この兼業しているタオルの共同購入事業というのがどういうやり方で行われているのかということもございまして、例えば、今行われているものはたまたま、まず注文を組合員からとりまして、そしてその注文に応じて代金を先払いしてもらって、そして払ってもらった人の分を集めて共同購入するというようなことを行っております。そのような形で、前払いを受けてそれから買うというようなこととであればそこで穴があくという心配はございませんので、そういうことがしっかり行われるというようなことであれば安全な事業だと認定される可能性が高いのではないかと考えておりますが、これが全く違う形の共同事業で、例えばいろいろな貸し付けを行うとか、そういったようなことをもし行っているというのであれば、それでその貸付債権が不良債権化してしまえば共済事業に影響があるということになりますので、そういったものについては厳しく規制がされるというようにすることになるかと思えます。

○榊屋委員 今の御説明であります、原則兼業禁止。これはあくまで原則であって、例外としては、今言ったように、事業に大きな支障がないというふうに見込まれる場合は例外として認められるケースもあると。これは、一定のルールというよりも、個別に判断をしていくということなのか。

それから、実際にこれはやはり大きな影響があるということで兼業禁止となった場合は、その他の事業については、別途新たな組合とかあるいは組織を設立しなきゃならぬということになるのかどうか。そういう実態を想定されているかどうか。もあわせてお尋ねしたいと思います。

○古賀政府参考人 これをどのように具体的に運用していくかということもございまして、基本的には個別の案件ごとに見ないと、ただいま申し上げました例えばタオルの購入事業だったらいいますよというようにことをもし書いてしまうと、今度は、タオルの購入事業であっても、見込みで発注をしてしまつて大量に買い付けてしまつて、それから組合員に販売しようとしたらだれも買ってくれないというようなことが起きないとも限りませんので、そういったところは個別に、具体的にみていく必要があるかと思えます。

ただし、そういった事業は割と類型化できていく可能性もございしますので、そこは個別に実態を見ながら、考え方はもちろん私も経済産業省としてはつきり示していく。そして都道府県や関係省庁に対してもしっかりと御説明をし、運用がばらばらにならないようにすることは努めてまいりますし、それから、個別のいろいろな判断事例が積み重なってまいりましたならば、それをまた整理して運用の統一というものを図っていききたいというふうにも考えております。

それからもう一点は、今仮に兼業を行っている組合が例外として認められない場合にどうなるのかということもございまして、これは、やはり共済事業の健全な運営を確保するという観点からは、大規模にやっておられるところでは、そ

れをもし続けていきたいということであれば、改めて別の組織で行っていただくということになると思えます。もちろん組合という形態で行うこともあると思えますけれども、その場合は、新しい組合をつくって認可を受けて、別のものとして行うということかと思えます。

ただ、これは大変大きな組織の変更にございまして、新しい組合をつくるためにまた出資金を集めるというようなことで大変大きな作業になってまいりますので、これをあしたからやれということになると、今問題が起きそうだとということであれば別ですけれども、特段何の問題も起きていないとしっかり健全にやれているところであれば、それをすぐにやれというのはやはりこの組合の主旨にやもとるということもございまして、これは五年間の猶予期間というものを設けまして、その間にしっかりと対応の準備をしていただくということを考えております。

○榊屋委員 あくまでもそれは個別に判断をしていく、こういうことになるということもござい

そこで、今回の法改正というのは、こうした中小企業協同組合をどういうふうにする、今問題が出てくる、この現状をどう改革するのかということ、方向性としては、自律を強化する、ガバナンスを強化するというやり方が一つ。

それからもう一つは、やはり行政庁によつてきちつと指導監督をするという観点もあるかと思うんです。今回はガバナンスを強化していただくという改正であるというふうには理解しておりますが、そうはいいまして、行政庁における適切な指導監督というのは、引き続きやはりこれから必要であるというふうには思っております。

各組合、年に一回、事業年度ごとに事業報告書を所管行政庁に提出するというものになっているわけでありまして、そういう意味では、実態も当然把握をされているというふうには、私は余り把握されていないんじゃないかと思ひましたけれども、そういう意味ではちゃんと把握されていると

いうふうな理解をしております。そうした報告に基づいて、法令違反などの疑いがあるものについては重ねて報告の徴収、検査、監督上の命令を出すことができる、こういうふうなされていきますが、その実態がどうであるかということについて伺いたい。

もう一点、私は、これは大臣にも副大臣にも聞いていただきたいんですが、組合、理事、監督の権利義務をきちっと整理してガバナンスを強化するというやり方もあるし、それから監督庁が指導を強化するというやり方もあると思うんですが、やはり協同組合の目的からいいますと、どちらが大事だけれども、それよりも、さっき言いましたように、千人以上になると、要するに自分がその団体に所属しているという帰属意識といましようか、自分たちが参加しているんだという意識が薄らいでくる。サービスを受けたという意識で一応共済に入っているけれども、その共済がどういうふうな運営されているか、どういう方向でいっているのかという意識はふだん持たない。こうした帰属意識、参加意識がない中で不祥事が生まれてきた、こういうこともあるわけで、やはり、自律の強化、ガバナンスの強化もさることながら、協同組合の目的からして、もう少し皆さん方が、自分たちが参加している組織に対する、組合に対する思いというものを強めていく、そういうアプローチはないのかなと。そういう意味では、私は、団体中央会の役割というのは非常に重要ではないかなと思っております。

行政庁の指導監督の状況と中央会の役割について御説明をいただきたいと思います。

○望月政府参考人 まず、実態の方を申し上げます。中小企業組合は、現行法制下では、年一回、事業報告書を所管行政庁に提出するというものになっておりまして、所管行政庁は、先生今おっしゃいましたように、法令等に違反する疑いがある場合には報告の徴収、検査、監督上の命令を実施できるということになってございます。

最近の実態といたしましては、直近の平成十四年度から十六年度までの三年間におきまして、報告の徴収、検査、監督上の命令というものは、それぞれ約三十件から四十件程度実施をいたしております。(榎屋委員「年間、合計ね」と呼ぶ)はい、合計です。三十件から四十件程度、報告徴収、検査、監督上の命令、それぞれについて実施をいたしております。これは法令違反の疑いがある場合ということでございまして、そういう意味では、そこそこの数字かなというふうな思っているところでございます。

なお、今般の法改正において、監督の方も、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保して、共済契約者の保護を図るために必要とあるときはいつでも報告の徴収、検査、監督上の命令を行うことができるというふうに改正をすることにしたところでございまして、この面からも、所管行政庁による指導監督は、特に共済事業については強化をいたすということになってございます。

○榎屋委員 わかりました。

中央会について、今、指導監督という立場で、中央会の役割は私は非常に重要ではないかと。私は、現場の中央会に行きましたら、やはり、報告をされているその内容については中央会が一回目を通す、そして問題があるものについては所管庁と十分協議をされている、こういう実態も聞いてまいりました。そういう役割もあるのかなと思えます。

重ねて、各県の団体中央会については、中小企業組合の新事業展開において非常に重要な役割を持っている。答申を見ましてもコーディネート機能として大変な意義を認めているわけでありまして、具体的に、この県の団体中央会に対して、どのような方策で今後進められるのか、西野副大臣にお伺いしたいと思います。

○西野副大臣 御案内のとおり、本法が制定をされた当初は、共同購入し、そして共同生産してそれを共同販売していく、こういう協業的な性格の

事業が非常に多かったわけですが、先ほど来お話がありましたとおり、近年、新事業の展開、特に異業種の中小業者が連携をする、そういった事例もございまして、あるいは経産省が昨年より実施をしております新連携、こういうものに基づき活用事例もあるわけでございます。

したがって、経産省といたしましては、全国の中小企業団体中央会あるいは都道府県の中央会、これらと当然ながら連携をいたしながら、さらに組合が新規の事業展開をするとかあるいは経営革新等を行うとか、そういうものに対して積極的な支援を行ってところでございます。

こういう組合間の問題に加えて、組合自身に対しても、お互いが出会いを持つ場を提供するとか、あるいはビジネスが軌道に乗っていくために販路開拓等においてのそういうノウハウを持つ人材を育成していくとか、そういうことも考えておるところでございます。

具体的には、各都道府県にあります中央会には約九百五十人超の指導員がおられるわけでございます。この指導員がさらに資質の向上を図るための指導員に対する研修等もあわせて検討していきたい、このように考えております。

○榎屋委員 今、九百人を超える指導員、大変すぐれた人材があるわけですが、今までは補助金で運営をしてきて、だんだん国の補助金が多くなってきたという中で各中央会はそれぞれ努力をされておられるという実態も私は聞いてまいりました。

そこで、最後に大臣にも伺いたいと思っておりますが、最近、やはりトレンドは企業組合でありまして、特に創業という観点でも、私の地元の山口県、余り中小企業が多くない地域、基幹型の大きい産業ばかりで、中小企業が余り育っていない。マツダがやってきても、中小企業、下請まで連れてきたというふうなことで、なかなか育っていない。ものづくりにおいてもそうなんです。私は、創業という観点でもこの企業組合の役割というものは非常に大きなものがあるなというふう

に期待をしているわけですが、企業組合の今後の活用方針について大臣のお考えを聞いて、終わりたいと思います。

○二階副大臣 企業組合は、議員御承知のとおり、原則、協同して事業を行おうとする個人の集合体であるわけですが、小規模な事業を創業する際の大変簡易な手段として活用されておるわけでありまして、

実際、企業組合の設立数は近年増加の傾向にあり、個人集団の創業に利用されている事例がふえておると考えております。

経済産業省としましては、こうした動きを支援すべく、平成十四年の組合法改正におきまして、出資配当制限を緩和するなどの措置を講じたところであります。

今後、企業をリタイアしたいいわゆる団塊の世代がふえてくるのが見込まれるわけでありましてから、こうした方々が集まって新たなビジネスを企画する場合に、一人一票制に代表される相互扶助の精神を踏まえて、企業組合が大いに活用されることを期待しておるわけでありまして、

○榎屋委員 以上で終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○石田委員長 次に、吉良州司君。

○吉良委員 おはようございます。民主党の吉良州司でございます。

きょうは、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案という法のかなり大まかなところについての考え方を伺うことと、それから、時間がありませんが、私自身の一つの国会議員としてのライフワークだとも思っております経済安全保障、特に原料、資源、エネルギーの安定確保、この二つのテーマで質問をさせていただこうというふうに思っております。

まず、提出された法案については、私自身も、方向性としては異論が基本的にはない。昨日も私も民主党は、証券取引法に絡んで、日本版のSECをつくるべしということを再度提出いたしました。自由な経済活動、競争、そういうものは、

同時に、ここでも言われているある種の規律強化の必要性、またガバナンス充実の必要性、このことは十分理解をしておるつもりであります。そういう意味で、方向性として大きく異を唱えるものではないんですけれども、それを前提に、あえてちよつとそもそも論をお聞きしたいと思つておるんです。

まず、今、政府としての中小企業政策の理念を、以前の大企業と中小企業の格差の是正という観点から、多様で活力ある中小企業の育成、発展というふうにある意味で理念を変えてきた、こういう背景がございますけれども、今回の法改正は、先ほど言いました規律の強化、ガバナンス充実の促進、こういう側面を持つておるわけであります。これが、多様で活力ある中小企業の育成、発展という、自由な経済活動をやらせてもらうということと相反する部分もあるんじゃないか。

私、常々、いろいろな不祥事が発生したときの対応について見ておりますと、わかりやすく例を言いますと、例えば百人のお医者さんがいて、その中で五人だけ悪徳医師というんですか、余計な治療をして、稼ぐために余計な医療を施そうとするようなお医者さんがいらつしやる。九十五人は非常にまじめに、できるだけ負担をかけまい、それでいい治療をしよう、こう思つていても、例えば五人の悪徳医師というのが出てきたときに、その五人をどうするかということではなくて、百人全員の手足を縛つて、それでその五人を出さないようにしようとする。こういう規制がある意味で、善良なといいますか性善説に立つた方々の手足を縛ることになるんじゃないか。

そういう意味で、今回の提案の背景が、一部いろいろな形で不祥事が起こつていて、規律の必要性というのが出てきている、これはわかるんですけれども、今申し上げました中小企業の新しい理念、多様で活力ある中小企業の育成、発展、そのためにできるだけ自由に活動させるということと今回の規制強化ということとの整合性についてどう考えておられるか、二階大臣の御見解を賜り

たいと思います。

○二階国務大臣 中小企業組合は、御承知のとおり、昭和二十四年の法制定以来、相互扶助の精神で中小企業が連携して事業を行うという組織として今日まで活動してまいりましたことを政府として後押ししてきた、こういう関係であります。大企業と中小企業の格差是正を目的に、同業種の中小企業者を組織化し、共同購入、共同生産、共同販売等が活発に行われるように期待をしてまいりました。

近年、異業種を含め、中小企業者がそれぞれ強みを持ち寄つて連携し、創業、新事業展開等を行う事例がふえてきてまして、成功事例も相当ふえてまいりました。こうした活用例は、まさにやる気と能力のある中小企業の育成、発展という中小企業政策の基本理念に合致するものであります。

しかしながら、今議員御指摘のように、こうした企業組合の中にも、不祥事につながるような行為を行うものも全く皆無ではありませんので、その点につきましては、政府として、やはりこの制度を推進していく上において、そうした不心得者に対してはきちつとした対応をしていかななくてはならない。そして、これだけ広く多くの関係者が存在する中小企業の団体に対して経済産業省が十分目が行き届くわけではありせんから、これは、県御当局、またその他の団体ともよく連携をとつて対応していきたいと思つております。

今後とも、中小企業組合が、中小企業者の創業、新事業展開など、一層いい方向で活用されることを期待しているものであります。

○吉良委員 今の答弁のこの法を提出する意味合いについては、おっしゃるとおりだと思ひますし、わかっているつもりであるんですが、今回の場合は、特に組合員数の多い大きな組合等については外部監査、例えば外部の会計監査を義務づける等、その組合にとって費用もかなりかさむであろう。一方でガバナンスの充実というものがなされるにしても、やり方によっては大きな費用負担も発生する。

それが、先ほど私が言いましたように、では、不祥事が確かに百あるうち二つ三つ起こつていましてということ、その人たちに對するいろいろな意味での指導は強化していかなきゃいけない。ただし、さつき言いましたように、網かけをすることによって、これまできちつと善良にやつてきた、そういう組合の方々までも大きな費用負担を強いようなことになってしまふ、そういう意味での問題提起をさせてもらつておるわけでございまして、その辺についてどう考えておられるか、もう一度御答弁をお願いします。

○西野副大臣 大臣もお答えいたしましたとおり、本法を制定したのが昭和二十四年でございますから、おおむね五十年を経過している。この間に、当初の目的以外に新たに、時代の変化とともに、異業種との関係、あるいは事業自身が多様化し、高度化してくるわけでございます。その中でたまたま二、三件、こういう破綻とかいふ問題を惹起しているわけでございます。

したがいまして、今回の法改正は、御承知のとおり、そういう事態が起こらないためのガバナンス、規律を強化することとあわせて、大事なことは、共済事業が健全性を確保していくんだということがやはり大変必要であらうというふう

に思ひます。

古い言葉でございすけれども、備えあれば憂いなしでございまして、そういうことがないよう

に、広く、そういう事業者に対して、組合に対して一種の規制、指導を行つていくということも、組合員の信頼を確保する意味でも大切なことではないのかな、このようにも思つておるところでございす。あわせて、これが多くの優良な組合の活性化に向けて役立つものであれば大変ありがたい、いわばこの規制は必要最小限度のものである、むしろこのような考え方を持つておるわけ

でございます。

○吉良委員 若干しつこくなるかもしれませんが、例え、今回、余裕金の運用制限という

は、これまでも余裕資金の運用については制限が實際設けられておつたということでありまして、かつ、今回、具体的なその運用方法については主務省令で定めるところになることになっております。それから外部監査の導入につきましても、外部監査対象となる組合の基準として、共済掛金の保護という趣旨を踏まえ、負債総額に着目し、これが一定額以上の場合に導入を義務づけることが予定されてはいるが、具体的な負債総額の金額は未定であり、今後政令で定められるというふうになっております。

いわば、これまでも一定の規律、制限はあつた。それから、くどいですが、大半は守つていたという状況の中で、再度それを強化する。それで、この法律が出てきている時点で、その細目はということになれば、それは省令です、政令ですということになっておるわけですね。運用方法についてのさらなる細目については、これは大きく組合の活動自体を縛るものではないと思ふんですけれども、先ほどちよつと読ませてもらった、負債総額の金額をどの程度にするのか、これも政令で定めると。これは、どういう政令が出るかによつて大きく組合の活動が制約を受けてくるわけですね。

その点について、もう一定の判断基準を示されておるのか、それから、今言った、いわば経済産業省が生殺与奪の権を握るようなことになりはしないか、この点についてはいかがでしょうか。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただいた幾つかの点について、政省令等にゆだねられておる部分があるというのは御指摘のとおりでございます。

特に、負債総額が一定規模を超えた場合に外部監査を義務づけるということについては、外部監査をお願いすれば、当然それなりの費用がかかるということでございます。

その点について、今、具体的に何億円とか何十億円とかいうところまでまだ決めておりませんけれども、この点は、今の共済組合の事業の実態等

もよく見きわめて、あと、監査をした場合に、今の共済事業のやっているやり方から見て、監査法人から見るとどれぐらいの費用がかかると思われるのか、この辺も今いろいろ問い合わせなどもしております。幾つかの数字などもいただいております。そういったことを見て、そのコストを、当然、コストがかかった分は、掛金が上がるといふようなことで保険契約者に最終的には負担していただくという形になっていくと思います、もちろん効率化というようなこともありますけれども。

そういったことで、保険契約の掛金が上がれば、余り上がればかに行った方がいいということ、事業は成り立たなくなるといふようなこともございますから、そういったこともよく勘案しながら、適切な水準に決めていきたいと思っております。

ただ、負債総額は、数十億とか、あるいはもう少し上かも知れませんが、そういったオーダーで考えておりますので、小規模な、小さなところでいきなり監査を入れて事業が成り立たなくなる、そういうようなことは余りないと思います。逆に、それぐらいの規模になればやはりそれぐらいのきっちりしたものをやっていた方がいいと、安心して健全な経営だといふふうに認めるわけにはいかないということかと思っております。その点は、実態をよく踏まえながら判断して決めさせていただきたいということでございます。

○吉良委員 冒頭申し上げましたように、資本市場における日本版SECということ今回の組合関係というのは、より広範な投資家の保護という意味合いで、中小企業の方々はほとんど入れられているとはいい、かなり限定された組合が対象になります。そういう意味で、私自身はもともと、何か不祥事が起こるたびに、言い方は失礼ながら、役所が焼け太りをして、その権限がよりふえていって、結果的には対象となる民間の個人、それからそういう団体が手足を縛られることのないように

うにというのが私の基本的な考え方でありまして、先ほど冒頭言いましたように、方向性について大きな異を唱えるものではありませんけれども、その辺のところ、焼け太りのなきようということをお願いして、次の、経済安全保障という観点での話に移らせていただきます。

私は前回も、日本の経済の安全保障、その経済の安全保障を担保するものは、日本がほとんど海外に依存する原料、エネルギー資源の安定確保である、このような視点で質問をさせてもらい、またある種の提案もさせてもらったわけでありまして、けれども、きょうは、まず第一番目に、余り世間では注目をされないレアメタル、希少金属の安定確保という点についての問題提起、また政府の方針をお聞きしたいと思っております。

まず、国民に知らせるといふ意味もあって、レアメタルというものが一体どういうものなのか、それが日本に、また日本の経済にとってどういう位置づけにあるのか、その辺について、これは参事人からでも結構ですけれども、御答弁をお願いします。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。今、レアメタルでございますけれども、例えばニッケルでございますとかクロムでございますとか、タングステン、コバルト、モリブデン、こういったようなものでございます。

少し具体的に申し上げますと、例えばニッケルでございます。これは、ステンレス鋼でございますとか構造用の合金鋼、要は非常に大切な金属に使うといった用途がございますし、最近ではICの材料それからニカド電池といったようなものにも使われております。それから、もう一つだけ実例を申し上げますと、タングステンにつきましては、超硬工具といったことで、ドリルでございますとかカッターといったようなもの、さらには耐熱鋼であるとか、非常に大切なものでございます。加工に使うもの。

こういったようなものを含めまして多くの種類があるわけでございますけれども、今先生御指摘

のように、我が国にはいずれも存在が非常に乏しいものでございますので、これらの資源の確保というのが非常に重要なテーマになっておる、このように理解をしておるところでございます。

○吉良委員 ありがとうございます。私は、いわゆる狭義のレアメタルに加えて、最近また注目されておる希土類といえますかレアアースということも含めて問題提起をさせてもらいたいと思っております。

今説明いただいたように、レアメタルというのは、量的にも非常に少なくて済むんだけれども、いわば御飯にふりかけをかけるだとか味の素、そういう調味料を振るとかいうような形で、そういうものを使うことによって、変形するにはやわらかいけれども非常に強度が強いとか、今御指摘になったような、それこそドリルというので金属に對して穴をあけるだとか、それから高熱のタービン材料として耐えられるだとか、単純に鉄鉱石とコークスだけで鉄をつくたものではそういうものはできないけれども、そういうものをまぶすことによって非常に高度な、質の高い鋼板等々ができてくるということ、ある意味で、日本の現在の産業というのは素材が非常に高いということ、それに伴って自動車産業であるとか家電産業であるとか、そういうものが繁栄をしているわけがあります。

そのレアメタル、レアアースというのは、御承知かと思いますが、地政学的に見て極めて不安定なところに偏在をしております。レアアース、希土類については、特に最近、日本が得意とするデジタル家電だとか自動車のモーターとか、まさに日本の産業を引っ張っている、こういう産業に必要不可欠なものでありますけれども、レアメタル、レアアースと言われるごとく、特に希土類、レアアースは中国に偏在をしております。日本の輸入量の九〇％を中国に頼っている。ただ、その中国が最近生産制限をしている。かつ、自国の経済発展に伴って、当然国内使用、国内消費が非常にふえている。この二つが相まって、日本への、または

中国以外の地域への供給が細りつつあって、異常なほどの高騰に見舞われている、こういう状況であります。

政府の方で、希土類とかレアアースの現状、それから、それが中国に偏在しているということを受けて、今どのような対応をされているのか、また今後されようとしているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。今先生御指摘のように、私、先ほどレアメタルだけ御説明をいたしました。さらに加えまして、今御指摘のレアアースを少し例にとりまして申し上げますと、レアアースというのは磁石でございますとか二次電池といったものに使うわけでございますけれども、この主要生産国を見ますと、中国が世界全体の九三％、インドが三％。ですから、一位が九三、二位が三％、こういう偏りがあるわけでございます。

このほかにも、例えば中国のシェアが大きいもので申し上げますと、タングステンは八八％が中国、二番はロシアの六％、こういったような状況でございます。また、クロムあたりでも、半分は南アフリカ、こういったような状況でございます。で、相当資源が偏在をしているということは事実でございます。

今御指摘の中国、それから、これからの政策全体をどうするかという御指摘でございますが、ちよつと細かく申し上げますが、中国のことを少しお答えさせていただきまして、最近、中国の方でいろいろと輸出の抑制をするような動きがあるということが新聞等でも報道されているわけでございます。これは、一昨年でございまして二〇〇四年からでございますけれども、銅、ニッケル、タングステン、それから今御指摘のレアアースといったものを含めまして、国産の金属に対して輸出関税を引き上げることなどによりまして輸出抑制を促すといった措置を講じておるところでございます。

ただ、中国は、中身が二つに分かれると申しま

しょうか、一つは、中国は既に銅とかニッケルなどの主要な金属につきましては完全な輸入国でございまして、そういうものについては、輸出抑制をすることがあっても、さほど私どもに大きな影響はないわけでございます。ただ一方、今御指摘のレアアースでございますとかタングステンといったものにつきましては、中国に供給の大部分を依存しておりますので、これは非常に重要な、私どもにとっても大きな影響が出てくるわけでございます。

そういう状況も頭に置きながら、今、いろいろとこの非鉄金属の中で、どういう形で資源を確保していくのかということが非常に重要なテーマだと私どもも思っております。

特に、我が国産業の国際競争力のためにこの希少金属の安定供給確保というのは非常に重要でございまして、昨年の十二月から、資源エネルギー庁の方に、関係業界の代表や有識者をメンバーとする資源戦略研究会というのを設置いたしました。東京大学大学院理学系研究科の浦辺先生に座長になっていただいて、希少金属を初めとする非鉄金属の安定供給確保のあり方について今議論をしているところでございます。

この研究会での議論も踏まえまして、海外の資源の確保の確保でございますとかリサイクル、代替材料開発ということをしつかり取り組んでまいりますし、さらに、これに加えて、短期的な供給障害に備えたレアメタルの備蓄制度、こういったものの適切な運用といったことも検討して着実に実施をしていきたい、このように考えておるところでございます。

○吉良委員 詳細な説明、ありがとうございます。

今、最後の方で答弁がありました、レアメタル、希土類、レアアースも含めた備蓄制度、私、以前も予算委員会でのことを申し上げたことがあるんです。一時は、お金をせば全然問題なく購入できるということで、今、政府と民間とパッケージといいますか、両方での備蓄制度になって

おりますけれども、民間がちよっと消極的な時期もあったと了解しておりますけれども、今の七つの非鉄金属のみならず、もう少し今の日本の、先ほど言いました、主要産業を支えるレアメタル、レアアースについて、対象を広げた備蓄制度をぜひ考えていただきたい。

その際に、今までどおり民間備蓄も継続する場合、または拡大する場合には、民間の負担にならない。確かに、備蓄するわけでありまして民間企業も受益者の一人ではありますけれども、あくまでこれは国全体の産業の育成、安定のために備蓄をするわけでありまして、民間の負担にならない。負担にならないという意味は、備蓄することによって、それを管理するマンパワーが必要になり、在庫を抱えれば当然その金利が必要になる。そういうものを全部民間でどうぞという、民間は当然ながら備蓄をするというインセンティブに欠けてくるわけでございますので、その辺について、民間がきちっと国の方針、日本全体の経済の安定に資するという形で積極的に乗ってこれるような、そういう備蓄制度をぜひお願いしたいということをお願いいたします。

この辺について、一言でも結構ですけれども、いかがでしょうか。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。今、レアメタル備蓄について御指摘をいただきました。

私ども、昭和五十八年以来、官民一体となった備蓄制度を運用しております。今御指摘のように、国家備蓄それから民間の備蓄と二本立てでこの対策を講じてきているわけでございます。

この中で、特に最近でございますけれども、平成十六年以降で、バナジウム、モリブデン、マンガ、ニッケル、タングステンという五鉱種につきまして、十四回の放出といったことを実施しております。

このように、最近の相当厳しい状況の中でこの制度の活用を図ってきているわけでございますけれども、今御指摘のように、最近の厳しい金属資

源をめぐる情勢の中で、制度創設以降の状況変化を踏まえまして、最低限のコストで最大の政策効果を引き出すという目的に向かひまして、備蓄数量の拡大でございますとか備蓄対象金属の見直しといったことについても検討をする必要があると考えているところでございます。

今後とも引き続き、短期的な供給障害への備えとしての備蓄制度の機能を重視しながら、機動的な運営にも努めてさまざまな検討を重ねていきたい、このように思っているところでございます。

○吉良委員 ぜひ、民間の意見も聞きながら、国家としての安定のための備蓄制度充実をよろしくお願いしたいと思います。

それで、先ほど、やはりレアメタル、レアアースについては、偏在をしているということと中国が輸出制限等もしてきているということで、新たな供給先開拓ということも視野に入れているというお話がございました。

そういう中で、世界的な動きとして私が最近気になっておりますのは、一時、ロシアがウクライナに対して天然ガスの供給をストップしたということもありましたし、最近南米のボリビアが、自国の石油、天然ガスについて国有化宣言をしたということでございます。そしてベネズエラに至っては、もともPDVSAという石油企業を国営化し、最近はその国有化の動きがより加速をしております。外国資本の権益を買い戻しといいますか、強引に国に移管させるといようなことまでやられ始めております。そしてこれ以外にも、エクアドルもしかりです。ブラジルはそうでもないですけれども、特にベネズエラ、ボリビア、エクアドルといったようなところがそういう傾向を見せているわけでありまして。

一方、こういう国々に対して中国は接近をしている、関係を深めているという事情がございます。御承知かと思いますが、一九九二年に鄧小平さんが、中東に石油があるけれども中国には希土類がある、レアアースがあるということと、このレアアースを国家的な戦略物資として

使っていくんだ、こういうような発言をされているわけでありまして。

そういう意味で、私が非常に心配しておりますのは、世界の中で、先ほど言いましたレアメタル、レアアース、それから原料、エネルギー資源、こういったものを国家戦略物資として、自国の言うことを強引に通すために使い始めているという傾向がございます。

一つ、通告の中でそこまで細かいことを質問するとは言いにくいんですが、経産省管轄のNE-XIさん、貿易保険の方で、例えばボリビア、ベネズエラ向けの投融资それから輸出にかかわる貿易保険の料率の見直しとかいうことはされておるんでしょうか。

○板東政府参考人 お答えいたします。先生御案内のとおり、基本的には貿易保険も収支相償という原則に立ってございまして、それぞれの国のリスクに応じて料率を定めていく、こういう方法で現在保険の引き受けを行っております。

ただ、かねてから先生からの御指摘もございましたように、いろいろな形でより資源の獲得という観点から考えましても、リスクについての細分化でありますとか、さまざまな方法でより引き受けやすくする、そういう手法を考へることは非常に大切なことだと思っております。現在、私どもとNE-XIとの間でもいろいろ作業を進めてございまして、できるだけ早急に見直しの方向で検討を進めさせていただきたいと思っております。

○吉良委員 答弁の中で言っていたとおりでございます。

私、以前、特にカントリーリスクについて、日本の貿易保険の方は、本来なら世界的な標準としては四つぐらいのカテゴリーに分かれているのが、日本は全部ワンパッケージ。それは、今御指摘のように貿易保険全体の収支を考えてのことと、この辺のところはわかるんですけれども、そもそも貿易保険が独立したことの背景は、より民間のニーズに地道にかつ丁寧にこたえていくとい

うことがございますので、その辺のさらなる検討をお願いしたいというふうに思っています。

なかなか、ポリビアとかペネズエラというのは直接的な経済関係がないので日本としては余りびんとはきていないですけれども、御承知のとおり、ペネズエラについては、米国は輸入原油の割をペネズエラから輸入しているというような現状もあって、最近の南米の、言い方は極端でありますけれども、反米左派政権というものが台頭したことによって、世界のエネルギー需給、原料資源の需給にやはり影響を与えないとも限らない。もうこういうところに既に投資をしている欧米の企業がありまして、そういうところというのは訴訟も開始をしたりしております、中南米の供給があつて成り立っている世界の需給がやはり壊れてしまふという可能性があります。

では、日本の国としてどういうことができるのかということになりますと、なかなか具体論は正直言つてないわけでありまして、一つは、貿易保険の料率の改定のところでも相手国政府とさつちり話をしていたかと思ひますし、日本が言つてどうなるというのはあるんですけれども、それでも世界の声としてきちつと政府に対して物を言つていってほしい、このように思っております。

最後になりますけれども、ちよつと時間がなくなつてまいりましたが、私、前々回の当委員会での質問の中で、今後、日本が原子力の平和利用について世界のリーダーになるべきだという問題意識から、特に、中国が現在、原子力発電所の建設計画が三十二ある、それをできるだけ、日本はもちろんですけれども、日米、日加または日米加共同で原子力発電所の受注をしていくような取り組みをお願いしたい、このようなことを申し上げました。

中国の原子力発電所建設については、前も言いましたけれども、結果的に今、中国を初めとするBRICs諸国の資源の爆食によって世界全体の特に化石燃料の値段が上がっているという現状に

かんがみて、原子力発電によるエネルギー供給が進んでくれば相対的に値段が下がってくるだろうという問題意識と、黄砂ではありませんけれども、中国でチエルノブイリ級の事故が起これば被害をこうむるのは日本ということがありますし、また、今後、日本の原子力発電所のリプレースメントのときに、技術者そしてまた技術そのものの伝承という意味で、ぜひ今の中国の建設計画に深くかかわっていくべきだということを申し上げます。

そしてもう一点、もう一歩踏み込んで、京都議定書と並んで、日本はこの原子力の平和利用という意味での世界的な枠組みを積極的につくっていくべきだ、そのイニシアチブを日本がとっていくべきだというような問題意識を私自身は持つております。

その意味で、先日、連休中に、私、ワシントンに伺ひまして、世界銀行のエバンス環境局長と面談をしてまいりました。民主党を代表してではありませんし、もちろん日本政府を代表してでもないんですけれども、私個人の問題意識としまして、これだけ今申し上げました世界的なエネルギー資源の高騰がある中で、やはり世界全体として原子力平和利用、原子力発電所の建設の推進を図っていくべきだ、そういう中で世界銀行も世界機関の一つとしてその旗振り役をするべきではないか、このような問題意識。

それと同時に、我が国、日本政府としては、OECDに対して、原子力発電所にかかわる、例えば今、JBICに限らず、各国の制度金融が原子力発電所に融資基準、通常の制度金融よりももっと緩やかな条件の金融を供与することが認められておるわけですが、私が問題意識として申し上げたいのは、今、日本としても協力しようとしている、ネシアとかパトナムとか、まだ技術的に未熟な国に対して、先ほと言いました世界全体のエネルギー資源の安定という観点から、今後やはり推進していくべきだ。そうしたときに、世銀自体も原子力発電所の建設に関して、

借款供与も含めて検討すべきだ。そしてそれは、私の了解では、今現在のOECDのガイドラインを変更しなければいけない。それは、世界銀行もOECDに働きかけ、また我が国も、先ほど言いました、京都議定書と並んで、環境とエネルギー、省エネ、こういう部分で積極的に国際的な枠組みをつくる、そのイニシアチブをとるべき、こういうことでOECDにぜひ働きかけていただきたい、このように思っております。

それで、エバンス局長にぶつたところ、驚いたことに、私がお伺ひした直前の理事会で、やはり世銀としても、原子力発電所も今後、世銀の対象として考えようというような話が理事会で出たそうでありまして。私自身がぶつた問題意識について、非常に興味を示しておりました。

最後に二階大臣に、今申し上げました原子力の平和利用、特に、原子力発電所建設について日本が世界のイニシアチブをとっていく、その辺について御決意といいますか問題意識について伺ひして、終わりたいと思ひます。

○二階国務大臣 吉良議員から、過去の御経験に基づいて、我が国の資源エネルギーの確保の問題について示唆に富む御意見をちょうだいしたことを改めて感謝したいと思ひます。私も、そうした御意見を十分体して今後対応してまいりたいと思っております。

原子力発電の世界的利用、特に平和利用、安全の確保等、極めて重要な点を御指摘いただきましたが、私は、認識の点ではまことに一致しておるというふうに考えておる次第であります。ただいま御指摘の世銀の問題であります。私も、先般、アメリカのシーファア大使から、ぜひ訪米をということで熱心にお勧めをいただいておりますので、今国会終了後アメリカに赴く予定であります。その際、世銀の総裁にもお目にかかうと思っておりますが、そのときの議題、テーマとして、ただいまのことを十分踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。ちょうど総裁は、我々が国会に初めて登場したところにア

ジア課長か何かをやつておられまして、以来よく存じ上げておりますので、十分そうした問題を話し合つてまいりたいと思ひます。

また、OECDについての御指摘がありました。が、国会の御了承が得られれば、私は来週早々、OECDの会議に政府代表で出席をさせていただきます予定になっておりますので、この際も十分念頭に入れて対応してまいりたいと思っております。

また、原子力平和利用について我が国がリーダーシップを発揮すべきだということ、まことに、ごもっともでありまして、そうした面については各国の理解、また協力がなくてはなりません。が、そうしたこともこれから熱心に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、ちよつと今月の末に、中国と日本との間で、かねてより再々御報告を申し上げてまいりました、省エネルギー、環境問題の大々的なフォーラムを開催する予定で準備を進めておりました。今月の末には、恐らく中国から、中国政府の方々あるいは民間企業の代表等合わせて約二百五十名ぐらいの代表団が日本を訪れることになっております。我が国は約三百五十名ぐらいの経済界の皆さんに御出席をいただき、日中間の歴史的な省エネそして環境についてのフォーラムを開催したい。

その我々の目的、願い、ねらいについては先ほど吉良議員からお話のありましたような点で、黄砂の問題一つ取り上げてみましたが、あすは我が身でありまして、我々も、これは中国のことだといつて説明していただくだけでは話になりませんので、その点についても十分心得て対応してまいりたいと思っております。

こうした問題につきまして、与党、野党の壁を越えて御理解、御協力をいただけることを大変ありがたく思ひますが、ぜひ、このエネルギー政策というものは日本の経済の、日本の産業の最も大事なまさに生命線でありまして、今後一層の御理解と御協力をこの際委員各位にもお願い申し上げます。

○吉良委員 強い決意、ありがとうございます。積極的な推進をお願いしまして、私の質問を終わります。

○石田委員長 次、近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございます。

本日は、中小企業等協同組合法の一部改正案について、そしてさらに、中小企業を取り巻く環境につきまして、政府の考え方を中心に伺ってきたいと思っております。

まず、本法案でございますが、既に同僚議員からさまざまな指摘等がございました。私の方から、ポイントを絞って一点お伺いしたいと思っております。

本法案は、中小企業の協同組合について、運営の透明性、財務の健全性を求めているわけですが、この趣旨には私も賛同するわけでございます。特に、大規模共済事業については、財務の健全性の基準であるソルベンシーマージン比率を導入することとなりました。

そこで、伺いたいのですが、このソルベンシーマージン比率というのは、支払い余力を示す一つの指標でありますけれども、民間の生保や損保で使われておるわけです。私も昔、生損保を取材記者として取材したことがございますが、大変これは難しい数字でありまして、非常に複雑な計算が必要であります。この難解な基準を、果たしてそれぞれの組合が、自己検査と自己の査定として本当に把握する能力があるのか、また中小企業庁あるいは都道府県がそれを守るだけのノウハウが本当にあるのかというのは、私もやはりやや疑問という不安な点がございまして。

そこで、お伺いしたいのですが、これを絵にかいたもちに終わらせないための対応策を端的にお答えいただきたいのです。

○西野副大臣 お示しのソルベンシーマージンにつきましては、健全性の基準を問われるわけでございますから、これらにつきましては、基礎とな

るべき項目は主務省令で定める、こういうことになっておるわけでございます。私どもも勉強いたしましたら、なかなかこの計算式は容易ならざるものがあつて非常に難しいと率直に思つておるところであります。しかしながら、健全性を確保するためにこの基準は大変大事なことである、このようにも思つております。

したがしまして、指導団体であります全国中小企業団体中央会、そして、さらには全日本火災共済協同組合連合会を初めとする共済組合の連合会などの団体に対して、あるいは会員である組合に至りますまで、十分な助言指導が徹底されますように努力をしてみたい、このように思つておるところでございます。

○近藤(洋)委員 副大臣、ぜひそういう方向でお願いしたいと思つております。

もちろん、場合によっては専門の金融庁との連携ということもまた一つの考え方としてあり得るのかもしれませんが、幾ら行政がどンドンどンドンチェックをしても、やはり限界があると思つてすね。そうなりますと、私は、ある意味で上部団体というのは活用の仕方でありまして、例えば生命保険なら生保協、生命保険協会があり、損保なら損保協というのがあり、そういったところが健全性を保つ上での自主ルールをつくっていくということが重要で、同じように中小企業協同組合も、副大臣おっしゃったとおり、そういった上部団体の指導というのもの、悪い意味の業界横並びではなくて、よいことを目指す上での自主ルールということでは実態的には必要なのかなという気がしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、ちょっと時間の関係上、大変恐縮ですが、もう指摘をされているところでもございますので、ここは私の方からの要望にさせていただきます。

本法案では、資産運用ができるのは預金、国債、有価証券となつておるわけですね。ただ、行政庁の認可を受けた場合は例外的に認める、こう

いうことであります。大事な資産の運用でありますから、やはり安全を旨とするということでありましょうし、基本的には、投機的な金融商品、投機的な資産運用は例外的にも認めないんだという運用姿勢が重要ではないか。特に中小企業等の協同組合につきましては、基本的には例外的にも投機商品は認めないという運用が重要かと私は思いますので、ここは指摘と要望にさえさせていただきますと思つております。

そこで、次のテーマに移りたいんですが、今回の法案というのは、やはり中小企業の健全な発展ということを大きな目的にしておるのだらうと思つておるわけでありまして。

大臣も副大臣も、中小企業は我が国産業界の活力であり源だということは何度もおっしゃつております。私も全く同感であります。そういった中で、本委員会でもまた他の委員会でも私は指摘をさせていただきましたが、あつてはならない事案が中小企業をめぐる金融において起きてしまつた。三井住友銀行による独占禁止法違反事件でございます。同行に対しての独占禁止法違反について

は当委員会でも御議論させていただきましたが、あれから新しい事態になりました。金融庁が同行に対して業務改善命令を下して、そして金利スワップ商品の法人営業部への半年間の業務停止命令を金融庁が下したということで、新しい事態になりました。

委員長のお許しを得まして資料を配付させていただきます。二枚目に添付させていただいております。本件につきまして五月十日の財務金融委員会を受けての記事でございますが、記事にもございますとおり、当事者の三井住友銀行の現在の経営陣は、違反当時の経営責任について、すなわち前経営陣について、退任されたトップの方々の経営責任を国会の場でもお認めになりました。そして、当時の経営者、頭取であつた西川善文前頭取、現在は日本郵政株式会社の社長であります

が、西川前頭取に対して役員報酬の返納などの金

銭的な負担を求めることを国会の場で表明されております。また、与謝野金融担当大臣も、当時の経営者に責任があるという旨の答弁をされておるところでございます。

そういう意味では、当事者の現経営陣も当時の責任を認めるということと、監督当局もこういった責任があるという認識を示されておるわけですが、そこで、二階大臣にこういった御答弁を前提にお伺いしたいわけでありまして。

大銀行によるこのような事件、すなわち、中小零細企業に対して圧力販売をかけた、この商品を買わなければ融資を引き上げるぞということで無理な商品を買わせて、本当の借金の返済が終わつたのに、企業によつてはその商品の金利を払わなければならなかつたといったいわゆる圧力販売が起きたこと。大銀行におけるこういった異例の厳しい措置でございますが、こういった事件が起きたことにつきまして、中小企業を所管する大臣としてどのように受けとめていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思つております。

○二階国務大臣 昨年の十二月、公正取引委員会は、御指摘の件につきまして独占禁止法の優越的地位の濫用に該当するとの認定をし、これを取りやめるように勧告されたものと承知をいたしております。このように、三井住友銀行のような大企業が優越的地位を濫用し、中小企業が不利な取り扱いを受けたということは、今委員御指摘のとおり、私は中小企業を守る立場から大変遺憾に思つております。

経済産業省としては、こうした事案が再び起こることのないように、独占禁止法の運用等の面で、公正取引委員会と密接な連携をとりながら、再発防止に向かつて努力をしてみたいと考えております。

○近藤(洋)委員 大臣、どうもありがとうございます。全く同感でございます。

そこで、お伺いしたいわけですが、お忙しい中、金融庁の参考人に来ていただいておりますが、申し上げたとおり、三井住友銀行の経営責任

について、責任を明確にせよということを経済庁も業務改善命令の中で出されておるわけでございます。

そこで、西川前頭取への役員報酬の返還、さらには、西川前頭取は退職金は今現在受け取っていないということでございますが、お伺いしたいのですけれども、そうであるとするならば、本来支払われるべきだった退職金は想定で幾らぐらになるかと把握されておるのか、また当行が一部返還等を検討している頭取としての役員報酬は一年間で幾らだったのか、金融庁、お答えいただきたいのです。

○櫻田副大臣 お答えさせていただきます。

金融機関役員に関する個人ごとの報酬や退職金の金額については、金融機関の経営判断に基づき決定されるものであり、当局から申し上げることは差し控えていただきたいたというふうに思っております。

なお、西川氏の退職金に関しては、十七年六月の三井住友フィナンシャルグループの株主総会におきまして、自分、いわゆる西川社長であります、自分と岡田会長は公的資金の完済を果たすまで退職慰労金の受け取りを見合わせたい旨表明しているというふうにと伺っております。

○近藤(洋)委員 副大臣、私は、なぜそこを公表できないのか、もう一度お伺いしたいと思っております。

おっしゃったとおり、三井住友銀行には公的資金が現在入っているんですね。したがって、優先株を政府は持っております。ということは、大株主なんですね、政府は。大株主である。

私は普通の銀行のことを言っているわけではございません。銀行法上で問題を起こしたというふうに責任を問われている経営者の方のペナルティーの対象になつていくものが大株主になつていくんだと。それが幾らであつて、その対象からこれだけ引かれるんだというのは、それは銀行が判断するのはわかりますけれども、その対象が幾らなんだろうかということ、私は、副大臣、

公的資金を投入しておるわけですから、国民に対して公表する責任があると思うんです。かつ、西川社長は現在、全くの私人、民間人ではなくて、日本郵政というこれまた政府全額出資の法人の社長であります。すなわち公人でもありますから、これは、公人としての説明、公表対象にもなるのではないかと思うのですが、副大臣、もう一度、いかがでしょうか。

○櫻田副大臣 個別の金融機関についてはコメントは差し控えたところでありますが、一般論として申し上げれば、役員報酬及び退職慰労金の支払いについては、基本的には、金融機関の経営判断に基づき、株主総会の決議において行われるものでありますので、各行において、早期健全化法に基づき資本増強が行われた趣旨やみずからの置かれた状況を踏まえ、適切に対応されることが期待されておるところでございます。

早期健全化法に基づき資本増強が行われた金融機関は、経営健全化計画において、役員報酬、平均役員報酬、平均役員退職慰労金等について記載し、決算期ごとにその履行状況について公表することとなっておりますので、これにより、パブリックプレッシャーによる金融機関の自己規制を促すこととされておるところでございます。

○近藤(洋)委員 一般的な銀行のことはそうでしょう。私も、三井住友銀行の役員報酬、賞与の状況についてという資料はちやうだいいたしました、全体について。そうではなくて、銀行法上問題を起こされた責任を問われている経営者の方について、西川さんについてお伺いしているんですね。その方は現在公人であるというこの重要性にかんがみて、公表する、説明の責任があるのではないかと、こういうことなんですか。

もう一度お答えいただけないかな。ないしは、現時点で金融庁は、副大臣、把握されていないんですか。御存じないと。金融庁は知っていて言えないのか、実は知らないのか、どちらなんですか。

○山崎政府参考人 お答えを申し上げます。

個別の金融機関の個別の人に対して幾らぐらいの報酬が払われているか、あるいは幾らぐらいの退職金が支払われているかということにつきましては、個別の経営判断の問題でございます。私どもとしては、それをどこまで把握しているかという点も含めまして、お答えすることは差し控えていただきたいたというふうと考えております。

○近藤(洋)委員 では、何のための経営健全化計画なんですか。

通年検査で金融庁は検査に入つて、そして公的資金がちゃんと返るよう監督しているわけですね。我々の税金が入っている会社の経営者なんですから、そういうことにかんがみて、退職金受け取りを完済するまで西川頭取は猶予されているわけじゃないですか。普通の銀行と違う、普通の企業と違うんです。何で答えられないんですか。今わからないんですか、把握していないんですか。金融庁は、把握していないんですか。把握していないのなら仕方がない。把握しているんですか、していないんですか、どっちですか。

○山崎政府参考人 まず、健全化計画との関係でございますが、この考え方におきまして、私どもは、役員報酬とか平均役員報酬、役員報酬の総額ですとか平均役員退職慰労金等についてはこれを把握し、公表しているわけです。まず、そういう仕組みになってございます。これで、早期健全化法に基づき資本増強が行われた金融機関の経営につきまして、今のところにつきましては把握し、公表しているわけでございます。

それから、我々監督当局としていろいろヒアリングしたりいろいろな情報交換を行っておりますが、これにつきましては、個人の、個々の取締役の報酬なり退職金なりをどこまでというふうにと把握しているかということにつきましても、これは我々とそれから金融機関の間の情報交換の問題でございます。これについてもちやうと、まことに申しわけありませんが……(近藤(洋)委員)して

いうことにつきましては、お答えを差し控えさせていただきますか。

○近藤(洋)委員 何で答えられないんですか。

これは、二階大臣、聞いていて、ぜひ御理解いただきたいんですけれども、この資料にも添付一でさせていただいてますけれども、中小企業は本当にばたばたつづけているんですね。これだけ数が減っているんです。公的資金なんか一銭も入っていないんです。本当に、地元を歩けば、大銀行には公的資金が入っているけれども、こういう話はよく私も聞きます。それだけ金融機関を守らなきゃいかぬということで公的資金が入っているんです。公的資金存在なんです、こういう中小企業の状況の中で。そして、その中で、今回の三井住友銀行は中小企業を踏みについた形で事業を行つて独禁法違反で摘発されているんですね。半世紀ぶりの事件を起こした。そして、金融大臣も責任を認めている、責任があると認めている。にもかかわらず、金融庁がそのペナルティーの対象になる退職金なり役員報酬が答えられないというのは、私はお話にならないと思うんですよ。簡単なことですよ、これは。

大臣、どうこれを思われますか。西川頭取の退職金が一千万、二千万だというわけじゃないんです。西川前頭取は、昭和六十一年から取締役になられてますから、二十年近く取締役をやっている。いろいろな計算の仕方がありますが、大体十億近くになるんじゃないか、十億を超えるのではないかという試算も、言う人もいますよ。かつて大手銀行では三、四十年ぐらいたつていた方の退職金は三十数億円でありましたから、そこから計算しましても、十億を超える退職金なんというのは大変な額ですよ。こういうことを公表しないで、規律ある行政というのが保たれると思ひますでしょうか。

こは大臣、経済閣僚として、そして政治家として、私は公表すべきだと思うんですけれども、大臣の御見識をぜひお伺いしたいと思うんです。中小企業を踏みにつけてこういつた形になつてい

るわけですから。いかがでしょうか。

○石田委員長 金融庁、もうちょっと明確に答えられないですか。

○山崎政府参考人 まず、西川氏の退職金の話でございますが、この退職慰労金につきましては、十七年六月の株主総会、これはFG、フィナンシャルグループの株主総会におきまして、総会で承認されておりますが、金額等は取締役会に委任されているという状況でございます。かつ、株主総会において、西川社長から、自分と岡田会長は公的資金の完済を果たすまで退職慰労金の受け取りを見合わせたいというふうに表明されてございます。ということでございまして、こういう事情ということになってございます。

まことに申しわけございませんけれども、だれに幾ら報酬を払うかというふうなことは金融機関の経営判断でございまして、これが明らかにされるということにつきましては、他行との競争というのが、一般論として申し上げましてそういうことでもございまして、この点につきましてはお答えを差し控えていただきたいということでございます。

○近藤(洋)委員 大臣、聞いていてわかりますか。これは一般論じゃないんですよ。これだけのことを行った経営者の方、そして担当大臣も責任を認めているんですよ。前経営者に責任ありと答弁されているんですよ。与謝野金融担当大臣は。現経営者も責任はあると認めているんですよ。そして、返納していただくことを検討しているのとまで言っているんですよ。こういう話なんですよ。

私は、ここまで来て公開できないというのは、しかも、西川さんは公人です、今、日本郵政の社長さんですよ。私は、公表すべきだとなぜ言えないのか理解に苦しましますが、大臣、いかがでしょうか、どうお考えになりますか。

○二階国務大臣 御指摘の西川氏の日本郵政株式会社社長への就任の以前のことではありますが、この問題につきましては、再々委員会でも、また特別委員会におきましても、たしか行政改革の特

別委員会でありまして、近藤委員から御質問で総理がお答えになったりしておるその現場にも私もおりました。ただいまの件につきましては、やはりこれは金融庁の所管でありますから、私の立場から公表すべきだとおっしゃるべきでないかということと申し上げるのはやや僭越かと存じますが、ただいま議員がおっしゃっている意味は私にも理解できますから、与謝野大臣その他もまたお目にかかる機会がありますから、御相談をしてみたいと思っております。

○近藤(洋)委員 ぜひ内閣でそういった趣旨で御議論をいただきたいと思うんです。

続いて伺います。

○石田委員長 副大臣が何か発言があるそうですか。いいですか。

櫻田副大臣。

○櫻田副大臣 金融庁といたしましては、先般の行政処分、四月二十七日付であります、三井住友銀行に対して、問題発生時の役員を含め責任の所在の明確化を求めているところでございます。

なお、先週十日の衆議院の財務金融委員会における参考人質疑において、三井住友銀行の奥頭取から、今回の優越的地位の濫用に関し行政処分を受けたことを踏まえ、既に退任したトップや当時の担当役員にも、金銭的な負担も選択肢とした上で、その責任のとり方につき何らかの対応を求めている旨の発言があったものと承知しておりますので、期待しておるところでございます。

○近藤(洋)委員 ぜひやはり公開をすべきだと思います。

では、現在、西川前頭取は日本郵政株式会社の社長でありますけれども、総務省から局長さんにお忙しい中来ていただいておりますが、現在の日本郵政社長の報酬、西川さんに対する報酬は年間お幾らになっていきますか、教えてください。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。日本郵政株式会社の西川代表取締役社長の役員報酬につきましては、同社に確認いたしましたところ、

ろ、個人の問題であるので具体額をお答えすることはできないという回答でございまして、私の方からお答えを申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

また、先ほど公人として云々ということがございましたが、これまで、特殊会社の役員報酬につきましては、通例、特定の者の個別の報酬額については明らかにされておらず、報酬支払いの総額、取締役の数並びに平均額が公表されてきたものとなっております。

なお、日本郵政株式会社の設立時におけます創立総会の決議におきましては、取締役に対する報酬総額は、報酬の支払いを受ける取締役が二十人以上、年額三億五千万以内という決議がされております。

以上でございます。

○近藤(洋)委員 日本郵政株式会社の株主はだれですか。はい、教えてください。株主はだれですか、日本郵政株式会社の株主は。

○鈴木政府参考人 現在は国、すなわち、代表しておりますのは財務省でございます。財務省が一〇〇％株式を保有しております。

○近藤(洋)委員 国なんですよ。国民なんですよ。だから、臨時株主総会を開いて、そして公表すればいいじゃないですか。何で公表できないんですか。株主は政府なんですよ。そしてこれは、一般論ではなくて、そうした事実を犯した方が現在だけのものをもらっているんだということなんですよ。

この間まで役所でやっていたんです。役所であれば、次官の給与は幾らか、局長の給与はお幾らかというの、仮に不祥事があった場合は公表されますよ。経済産業省でも公表しています。次官の給与は聞けばわかります。局長の給与も聞けばわかります。西川さんは、あえて言えば次官みないなものじゃないですか、旧郵政省の。それが何で公表できないんですか。国の機関なんですよ。私は理解に苦しみますね。

しかも、重ねて言っているように、こうして中

小企業に問題を起こした責任があると今問われている。こういった事態の重さからすれば、公表する、日本郵政の社長としての給与もです。

私は公開できない理由がわかりません。すべきだと思ってもいい理由がわかりません。すべし。株主は政府なんです、政府なんですよ。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御指摘ございましたが、この会社は国の機関でございますので、まず国の機関かどうかという点では、国の機関と同等の扱いはできないと思っております。(近藤(洋)委員「株主」と呼ぶ)株主といたしまして、当然国でございまして、が、それは他の特殊会社も同様でございまして、他の特殊会社と同等の扱いをしているということでございます。

○近藤(洋)委員 私はおかしいと思いますね。

郵政民営化のお題目というのは、大臣、収支や事業内容を、運営も含めてできるだけ透明にしよう、株式会社にしていって透明にしよう、今までお役所仕事だったのを透明にしよう、事業収支もわかりやすくしよう、そういうことで効率化を図って、そして国民の資産をしっかりと運用していこうじゃないかというのが小泉さんの言った郵政民営化の目的だったはずですよ。

ところが、事務次官や局長だったら給与はわかったけれども、特殊会社、国が株主なのに言えないと言っている。しかも、これは全然関係ない会社じゃなくて、金融会社ですよ。巨大な金融会社なんですよ、郵貯会社は。国会で前時代に金融業として問題を指摘されて、公正取引委員会から指摘をされた、そしてその方が今同じ金融業をやっている。株主は政府だ。これを公開できないというのは、郵政民営化というのは余計不透明にする改革だったんですか、それでは。不透明にする改革にしては私はいけないと思うんですよ。

大臣、郵政民営化の事業計画等は全閣僚をメンバーとする郵政民営化本部で最終的に決まると聞きました。委員会ではなくて、委員会は意見を具申するだけで、郵政民営化本部が、全閣僚がメン

バーだと聞いております。総理が本部長ですが、大臣もその郵政民営化本部の一員として、お聞きしたいと思ひます。いかがでしょうか。

西川社長の日本郵政から支払われている報酬から公開できない状況というのは私はおかしいと思ひますし、ぜひ公開すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○二階国務大臣 直接所管の担当局長から先ほど来答弁をしておるわけですが、そうした問題につきましても、きょうはこの委員会でも近藤議員からこのような指摘があったということを、先ほどの案件とあわせて、金融庁あるいはまたその筋に御相談をしてみたいと思つております。

○近藤(洋)委員 私は、公開だけではなくて、重ねて申し上げますが、こうした状況の中でトップに西川さんが座るといふことはやはり大きな問題を残すと思ひます。

三井住友銀行は六月初旬までに何らかの処分を、負担を求める、これは銀行として求めるわけですが、そのときにはそれなりのペナルティーが明らかになるわけですね。

その後は、私は、こうした問題を起された方が、今、日本郵政は中小企業への融資もやりたいたと西川さんはおっしゃっています。中小企業、零細向け融資をやりたいた、これは認可できるかどうかは別にして、本人はやりたいたとおっしゃっているんです。巨大な政府機関としてやろうとしている。生命保険も売りたい。恐らく、今度は不動産もいっばい持っていますから不動産投資信託とか、いろいろなことをやるんじゃないですかね。少なくとも中小企業融資をやりたいたと言っているんです。

ここで大臣、こんなことをやられた方が引き続き政府の経営者であるといふことは、私は適格性の問題があると思つております。経済閣僚として、中小企業を預かる閣僚として、大臣、いかがでしょうか。適格性に問題ありと言えませんかでしょうか。

○二階国務大臣 先般発足しました日本郵政株式会社の西川社長は、去る一月二十四日の共同通信などのインタビューで、二〇〇七年十月に郵政民営化で誕生する郵便貯金銀行の新規事業として、ただいま御指摘のありましたとおり、個人、中小零細企業向けの融資業務を検討しているといふことを明らかにされております。私の立場から、より多くの金融機関が中小零細業に向けて金融の配慮を行うといふことは、ある意味では当然のことであると思つると同時に、そうした配慮がなされるといふことには私は期待をいたしたいと思つております。

ただいま御指摘のような問題とこの中小企業融資の問題とは、やはり本質的に別の問題であるといふふうには私は考えております。

○近藤(洋)委員 いや、大臣、ちゃんとした融資が行われるなら、それはいいことなんです。ただ、その西川現社長は、中小企業への押しつけ販売、優越的地位の濫用を行った経営者なんですよ。違う人だったらいいんです。我が国には、もつと立派な人材がいっぱいいます。違う方がやられるならいいでしょう、ちゃんと本場に必要なのところにお金が流れる。ところが、今いらつしゃる方は、そうじゃなくて、大きな力を背景にして中小企業に押しつけ販売をされたんです。失敗したんです。そして、公取委から問題だと指摘を受けている。監督官庁の大臣からも、責任があるのではないかと、結果として責任があるといふことを言われている。そういう人がこれをやるから問題だと私は申し上げているんです。適格性の問題なんです。まず第一点ですね。

また、伺いますが、公正取引委員会の竹島委員長、お忙しい中、来ていただいておりますが、巨大金融機関としての郵便事業、まさに、いろいろな事業をやりたいたといふことを今言つております。公取は、郵便事業について、独禁法上の問題点を先般、問題点という論点、レポートを公表されましたが、私は、金融事業についても、少なくとも官のかかわる間の無理な肥大化が進めば、

優越的地位の濫用であるとか、さらには不公正な取引であるとか、さまざまな問題が出てくる可能性があるのではないかと。実際、民間銀行からは、不公正な競争になるんじゃないかと心配する声も出ておりますが、竹島委員長は、どのようにお考えになつておりますでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 御指摘のとおり、大変大きなインパクトを与える郵政の民営化でございますので、これから具体的に新規業務、新規事業に参入していくという場合には、私どもも当然関心を持つて、それが競争法上の問題を起こさないかどうか、起こしてからのよりも、むしろその前に、この間、国際物流の参入に関して考え方をまとめさせていただいたと同様に、郵便貯金ないしは保険、この事業について、官民のイコールフットイングその他競争政策上の問題点について勉強をして、時宜を失うことなく公正取引委員会の考え方を示していきたいと思つております。

このことについては、まず第一義的には、郵政民営化委員会というのがチェック機関として置かれておりますので、その御議論がまず行われるのだらうと思つておりますが、私どももそういう動きにおくることがなく、必要な場合にはきちんと意見を申し上げていきたいと思つております。

○近藤(洋)委員 もう既に公正取引委員会に摘発された経営者なんですから、公取に摘発された経営者が日本郵政の社長ですからね、公正取引委員会としては心配で心配で仕方がないと思ひますね。この問題を除去するためには、やめていただくしかないと思ひますね。

大臣、配付した資料三をごらんいただきましたと思うんです。銀行はすごい好業績ですよ。トヨタ自動車の最終利益は一兆三千五百億円なんですよ。三菱UFJグループは最終利益一兆一千七百億、トヨタに次いで二番目です、連結ベースで。この十傑、上位を見ますと、トヨタなりドコモなり、ホンダとかNTTとか日産自ありますけれども、急に、もう大手メガバンクがどんどん軒並み

出ていますよ。でも、税金は払つていないんです。法人税も払つていません、繰越欠損金の制度で。かつ、配当も低い、そして預金金利はスズメの涙。こういう理不尽などうか、私は、本当に銀行の経営について、これはいいのかなという気がしますね。

産業を預かるユーザーの立場として、大臣、本当に問題だ、これはどうかなと思ひますね。利益を還元すべきだと思ひます。そういう意味でも、この西川さんのような経営者が日本郵政の社長に在るといふことは、悪いことをしても、独禁法違反を犯してもおとがめなしなんだといふことを天下に知らしめることだと思ひますし、郵政民営化委員会が決めるというおっしゃり方でしたけれども、郵政民営化委員会は、決定権はありません。意見しか具申できません。決定権があるのは内閣であります。内閣が決定するんです。内閣の一員として、こういった状況の中で西川さんが社長として居座るといふことは大変問題が多いと思ひますし、重ねて申し上げます、ぜひ、しかるべき時期に罷免の要求をすべきかと思ひます。大臣、いかがでしょうか。最後にそれを伺いたいと思ひます。もう一度伺ひます。

○二階国務大臣 既に、任命権者であります総理からも近藤議員の質問に対してきちつとしたお答えをされておるわけですが、ただいまのようないふ御意見等をきようちようだいしたといふことを私もよく心得ておきたいと思つております。個別の金融機関等の問題につきまして、私どもも今御指摘をいただいた御意見はよく理解するところでありまして、これに対して突つ込んだコメントを申し上げる立場にはありませんので、そこは十分御承知おきをいただきたいと思います。きょうの御意見は御意見として承つておきます。

○近藤(洋)委員 総理は九月におやめになります。郵政民営化は今後も続きます。私どもはこの点を引き続き申し上げていくことを宣言いたしまして、時間ですので、質問を終わりたいと思ひます。

○石田委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 たいま近藤委員から、西川さんの問題、私は、これは通告していないわけで、今の話を聞きながら、先ほどから大変興味深く議論の推移を聞いていたわけであります。

きょうの私の質疑の中においても、前回の質疑に引き続きまして、いわゆるこの独禁法の中におけます優越的地位の濫用の防止ということはテーマとしてぜひ扱いたい。協同組合がこういった親企業、発注元による優越的地位の濫用に対して一つの防波堤になるのではないか、こういう議論も私はきょうこの委員会において展開したいと思っておりますが、わけても、二階経済産業大臣は中小企業の味方という認識を中小企業の方々は持っている。先般のあの書物も、私の地元の企業も、北嶋様とか何社か載っていたわけでありましたが、まさにああいったことで、中小企業も頑張れというエールを送っておられる二階大臣であります。

したがって、中小企業のこの思い、中小企業はなかなか、口に出して物を言うという意識というところで、親企業や金融機関に対して物が言えないという状況が今日まで続いているし、これからも続くかもしれない。こういう中において、今近藤委員から指摘がありましたように、独禁法のまさにこの優越的地位を濫用して金融商品を押しつける、その人が日本最大の金融機関のおさとして、その金融機関はまさに国がつくった金融機関というふうになるわけでありますが、そのおさとして、のうのうとして、まさに社長としての命を生きたらえさせるとするならば、私は、このことをもって、優越的地位の濫用がむしろおさまるところか、やっても何とかなる、こういう認識が広まってしまふとなるなら、これは、中小企業に対する独禁法の優越的地位の濫用による金融的ないじめ、親会社はいじめ、多発をしていると思えます。

私も実は、この西川さんの話は、地元を回っていて、どうなんですかというのは、これは、一般の有権者はもちろんであります、それ以上に中

小企業の社長さんたちに言われる。これは事実であります。

既に二階大臣は近藤委員の質疑に対してお答えをしたわけでありますが、私も改めて、中小企業の味方として二階経済産業大臣が閣議で言い出さなければ、ほかの閣僚の方は閣議で言い出し得ないだろうという前提のもとで、もう一度伺いたいと思ひます、この問題に対するお取り組み、御所見をお伺いしたい。

○二階国務大臣 中小企業を守る、中小企業を所管する立場の者として、今回の三井住友銀行のこの件につきましては大変遺憾に思うということをお先ほど申し上げたわけでありますが、私は、これらの問題についてももう少し詳しい事情を改めて経済産業省の立場からも聞いておきたいというふう

に思っております。

ただいまの閣議云々という話がありましたが、閣議で発言するのがいいのか、きょう関係者が御出席をされておられるわけですから、関係当局ともう少しよく協議をして、できるだけ国民の皆さんに御安心をいただけるような結果になるように我々も努力をしてみたいと思っております。

○松原委員 今の大臣の御発言は極めて重要な決意を秘めての発言というふうには聞かせていただきました。多くのまさに中小企業者の立場に立った御発言であり、このことで、一罰百戒ではありませんが、独禁法に言うところの優越的地位の濫用は、さまざまな局面において下請零細企業に対して今までなされてきた、それが今の二階大臣の決意の中で今後払拭されることを心より期待して、質問に入りたいと思ひます。

まず、今回のこの協同組合の問題であります。が、総論として、冒頭にお伺いをしたいわけであり

ます。

今後、国際競争が激化する中、中小企業を取り巻く経済環境が変化するわけでありますが、中小企業者がこういった国際競争力をつけるために、また中小企業組合の存在がさらに重要になる

と考へられております。

○望月政府参考人 中小企業組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づきまして協同して事業を行うということ、中小企業者自身の競争力の強化に資するものであります。御指摘のとおり、国際競争が激化する中で、その重要性というのは今後ますます高まるところであろうかと思っております。

他方、近年、規模の大きい異業種組合の出現や、事業の多様化、高度化などに伴いまして、組合員による相互扶助の精神に基づいた自治運営が機能しにくくなっているということも事実でございます。

○松原委員 中小企業というものは、これは単体では大変に弱い存在でございます。今申し上げましたように、厳しい下請いじめも含め、また、単体では金融機関からお金を借り入れる場合にもなかなか難しい側面があったりします。難しいというのはいろいろな議論がありまして、私も今回この質疑をするに当たって、地元大田区の京浜島、ある企業も訪れて話をしました。

例えば、金融機関からお金を借りよう、こういうふうにした場合に、通常ですと大変な分厚い書類が必要になる。しかし、協同組合を通して行くと、協同組合に借り入れをします、わかりましたと協同組合の幹部が言くと、極めてスムーズにお金を借り入れることができる。

中小企業ものつくりの方々は、これは事務屋さんではありませんから、そういった事務処理の書類をたくさんつくるといふのは、大変に苦手なケースが多々あるわけでありまして。それに使う日数、それに使う手間、そういったものの価値を考えたときに、それをあえて省いて、そして、信頼関係の中で協同組合が窓口になってお金を貸し付けることができるというのは、それは大きな財産であります。同時に、もちろん、この問題に対してのマイナス面としては、安直にお金が借りられてしまふ、こういった指摘も私は承つてまいりました。

この中小企業が、協同組合として、しかしながらこれからの結末をする、これは時代の趨勢だろうと思っております。今、事務方からも御答弁があったわけでありまして、大臣としては今回のこの改正の中で何を一番ねらっていきいたいか、その大臣の全体における抱負を語っていただきたいと思ひます。

○二階国務大臣 たいま中小企業庁長官からお答えをしたとおりであります。中小企業組合といふのは、もとより相互扶助の精神を中心にして共同事業を行う、また、中小企業者は競争力の面で、たいま御指摘になりましたように、国際的な競争等についても弱い立場である、それを補っていく、そういう必要性が高まっているところであり、我々はここに注目をしておるわけであり

ます。

また、規模の大きい異業種組合が出てまいりましたので、事業の多様化、また高度化に伴って、組合員によるお互いの協力関係、いわゆる相互に助け合うという自治運営の機能がしにくくなつておる、そういう点についてもスムーズにやっています。

今般の法改正におきまして、こうした点に特に配慮をし、最近の状況等を踏まえて、組合運営の健全化のために対応しよう、こういうことであります。

ただし、善良な、また優秀な、また能力のある中小企業の皆さんがお互いに協力し合つてや

いこうというのが基本であります。中にはそのルールを踏み外すような人たちもないわけではありませんで、その面につきましては、これはこれで十分注意を喚起しながら、地元の都府県等とも協力し合つて、今後、中小企業の健全な育成に努力をしてまいりたい、このように思つておる次第であります。

○松原委員 この趣旨に沿つて行つた場合に、これが非常に表裏、表と裏で難しいわけでありまして、ガバナンス機能を高める、中には悪いやつもおる、これをきちつとチェックしようということでありまして、このチェックをしようということ、逆の立場から見ても極めて複雑な作業を巨大に求めるということになると、これは協同組合自体の負担というものがふえてまいりますので、そこは法案をつくる過程、またきちつとする過程で、ぜひともその平仄というのは見ていただきたいと思つております。

次に、今、金融機関も、例えば三井住友銀行たりみずほが何とかなつたり、たくさん合併が行われているわけでありまして、この合併の問題というのは、金融機関だけの問題ではない、会社だけの問題ではない。私の地元でもナムコという会社がありますが、ナムコがバンダイと一緒になつたとか、こういうふうな企業の合併というのは、やはり、競争力を高めないと生き残つていけない今や過酷な経済環境でありますから、それが始まっている。

そういう中で、やはり組合の合併というものは、私は極めてこれから必要だろうと。これ、ヒアリングしても、合併した方がいいよという話が随分とあるんですよ。ただ、その合併に対して今回の改正というのはどういうふうなメリットがあるのか、その合併の具体的な事例が従来どういふ事例があつたか、そしてこの法改正によつてどのぐらい進むと考えるか、いや、それは全然念頭に置いていないのか、この辺について語つていただきたいと思つています。

○望月政府参考人 先生御指摘のように、現行法

制下におきましても、組合事業の効率化あるいは健全化という観点から合併をする事例が見られるのも事実でございます。

その合併の際に何をねらつて合併をされているかということもございまして、大きく分けると、地域とか事業内容とかあるいは組合構成員などが重複するような組合が、組合運営の効率化を目的に合併した例というのが一つあるかと思つています。それから、特に、東西に分かれていた同業種の組合が、情報を共有して、技術交流だとか技術開発の連携を深めるために合併した事例。あるいは、その業界全体が成熟をして、総需要が伸び悩む中で、機動的な組合活動を可能として、業界の活性化と発展を目指すために合併したというふうな事例が見られるわけでございます。

こういった事業協同組合の合併それ自身は、組合の運営姿勢あるいは組合のリーダーの運営方針によつて、効率化を目指すというまことに自治の観点から先ほどのような理由で合併をしていくということだろうと思つていますので、私も、そういった組合の方々の考え方については大変敬意を表し、その合併について歓迎しているところでございます。

他方、今回もう一つ問題がございました共済事業の組合に關して申し上げますと、やはりこれは共済事業の仕組み自身持っているリスクという観点から、ある程度規模の大きさというものを持つことが共済事業の安定的運営を確保するという観点から必要だということは一般的に言えるわけでございます。こういった観点から、共済事業を行う組合同士が合併をするというのは、先ほどの一般的な事業協同組合の合併以上に重要な問題があるかと思つております。

したがいまして、今回の法改正におきましては、共済事業の合併につきましては、より機動的に合併を行うことが出来ますように、例えば、総会にかえて総代会の議決による合併を認めるというふうな、合併促進になるような制度を設けているところでございます。共済事業を行う組合の一

般の合併につきましても、先ほど申し上げましたように、合併の推進について私どもは大いに歓迎しているところでございます。

ただ、合併することによつて組合規模が相当程度拡大することも考えられますけれども、今般の法改正では、一定規模を超える大規模な組合について、員外監事の設置の義務づけなど組合自治をより機能させる措置も他方講じながら、組合がつかしなことになるようによく注視をしていくという、双方の方向での政策を盛り込んだものでございます。

○松原委員 もちろん、合併して規模が大きくなりますと、社会学でミヘルスの寡占というのか、そういう組織がだんだん大きくなっていくと一部の特権階級が生まれるというふうな社会学の論理も昔からあるわけでありまして、この合併がどれぐらいこれで進むようになるのか、そういうシミュレーションというのはしておりますか。

○望月政府参考人 具体的な数字のシミュレーションは行つておりませんが、現在、幾つかの共済事業が問題を抱えている事例もあるわけでございますので、そういった共済事業については合併という問題解決の一つの選択肢となるのではないかと想像しております。具体的に、この法改正が通りました後にはそういう動きも起こるのではないかとというふうに考えております。

○松原委員 金融機関でもそういった合併というのはあるわけですよ。今言つた類のことを原因にして生ずることがある。

私は、協同組合というものの歴史的意義というものには極めて今高くなつていまして、今回は、悪いことをする連中もいるからこれを何とかしなきゃいかぬ、共済の方の一つのリスクをヘッジするたに、何にかしなきゃいかぬ、こういうふうな話でこういった改正が行われる。私は、協同組合に参加している方々の要望というかそういったものに基づいては、やはり中小企業庁としてもいろいろと把握をしていると思うんですよ。今までどんな要望が上がってきたか教えていただけますか。

○望月政府参考人 この法案改正に際しましては、公の場でございましてけれども、中小企業政策審議会における組合代表の方々の意見聴取というものも何回にもわたつて行われました。今回の法改正を目指したそういう場でございまして、具体的な組合法の改正についての御意見については幾つか要望がございました。

それは、他方で、規制を強化することについての懸念というものももちろんございまして、それから、どうせやつていただくのであれば、組合がより近代的なことをいろいろできるように、御意見をちょうだいした点もいろいろございまして、けれども、結果としてこういう形の法改正に結実をし、御賛同いただいたという格好でございます。

○松原委員 今回の改正の中にも、問題点とかさまざまなレクを受けた中で、やはり一回組合幹部になるとどかない、若い人がなかなか入つてこれない、つまり、血の循環が行われない、こういうふうなことも書いてあるわけですから、この血の循環が行われない他の部分の組合員の声というのは私はやはり聞く必要があると思つております。

恐らく、今の作業というのは十分には行われていないと私は思ふんだ、印象として。それぞれの組合員が、こうした今の時流に乗つていけるだろうとか、そういうふうな部分でやはりもうちょっとヒアリングもしていただきたいと思つていられるわけでありまして。私は、協同組合というのは幾つか意味があるだろうと思つていますが、二つ、三つ、特にこれから期待される部分があるだろうと思つておるんですね。

一つは、金融の問題であります。先ほど私は指摘いたしました、貸し渋り、貸しはがしというのが金融機関から行われたときに、協同組合がこれは連帯保証しているわけ、協同組合が金を借り、こういったことは恐らくこれまでであつたし、これがあるあるだろうし、そして、協同組合がいわゆるそのバッファーとしてあるそのお金を貸し付けた場合の金融機関の貸

しはがしというのは、協同組合じゃなくて単体で借りた場合に比べれば、私は抑止力があつたのではないか、間違ひなく抑止力があつたのではないかと、こういうふうな認識をしております。

そういうふうな観点からすると、これも後で聞こうと思うんですが、協同組合と一番関係の深い金融機関、商工中金であります、商工中金の存在というのは、これは協同組合を守ろうとする、協同組合を育てようとする経済産業省の意思を考えれば、既に二階大臣も、このことについてはもう守るんだという答弁をおっしゃっておられたと思いますので、あえてここではお伺いしませんが、これはもう一連の話になってくるわけであり

ます。

協同組合が、いわゆる資金需要についての、一つではなかなか担保価値もない、さっきもお話ししましたように、一つだと、苦手な事務的な書類をこんな書かなきゃいかぬ、しかしながら、この協同組合を通すことによってその保証力と集積のメリットも出てくるというふうな話であります。

もう一つは、これはやはり、先回の質問でも申し上げましたが、独禁法に当たるところの、今回の西川さんの話も同じであります。私が言いたいのは、優越的地位を濫用しての買いたたき、これに対しての抵抗のこれも、この協同組合というのは一つのバッファーといえますか抑止力になるのではないかと、こういうふうには考えているわけ

であります。

そこで、お伺いいたしますが、こういった組合を活用した独禁法の優越的地位の濫用の防止ということの可能性、中小企業が親会社から買いたたきをされる、優越的地位の濫用の被害に遭っている場合、中小企業組合がかわって公正取引委員会に訴えることができるのか、またそのような具体的事例はあるのか、これをお伺いいたします。

○松山政府参考人 お答えいたします。

今の、優越的地位の濫用行為の被害を受けた組合員にかわって協同組合が公正取引委員会に申告することができるか、その事例の有無について

のお尋ねでございますが、従来からその申告等々の情報につきましては、その有無も含めまして公表させていただいておりませんので、お答えは差し控えていただきたいと思います。

独占禁止法四十五条一項では「何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。」と規定されておりまして、組合員が優越的地位の濫用行為の被害を受けているということを確

認した場合に、組合が組合員にかわって公正取引委員会に申告することは可能でございます。

○松原委員 なぜその有無は言えないのか、ちよつと理由を教えてください。

○松山政府参考人 これは、従前から私も公正取引委員会は、いろいろな情報収集活動を行いますが、その情報源である申告の内容等につきましては、具体的なその情報内容も含めまして、あるいはどういうところからの申告があつたかということも含めてお答えをしないというところでございまして、御理解賜りたいと思ひます。

○松原委員 理解できないわけでありまして、その内容はいいですよ。具体的にどういふ会社があつたか、それは個別の話ですから、会社の名誉にもかかわるでしょう。しかし、その有無ぐらいは答えてもいいじゃないですか。

私は、やはり現実に協同組合がこういったものに対して抵抗力を持つて、例えば大田区であれば、鍛造、メッキ、鑄造、さまざまなプレス、それぞれ組合があるわけですよ。京浜島にだってある。それは同業者の組合ですから、その組合だけで親会社に対してこれは買いたたき過ぎだと言つたら、親会社がほかに移すかもしれないリスクはありますけれども、しかし、やはりそういうふうな行為も一方では必要なんです。

私はさつき統合の問題を言いましたが、そうして日本の津々浦々の例えば鍛造の会社が、単一の組合に入るかどうかというのは、これは非常に議論

論がありますよ。しかし、労働組合をつくるという話じゃないけれども、自由競争は自由競争であるんだけど、行き過ぎが今あつて、中小企業の社長で、今でもあるんですよ、最近減つてきたけれども。この間、元氣だと思つたら、ちよつと心筋梗塞で亡くなりました。話を聞いていたら、実は心筋梗塞というのは、心臓がとまった状態を心筋梗塞というんだから、自殺したつて心筋梗塞なんです。こういう事例は、最近ばかりではちよつと減つてきた。しかしながら、まだある。

そういうようなことを考えれば、やはり買いたたき過ぎの実例はあるわけであつて、私はそういう中で、それぞれのユニオンがあるように、鍛造だつたら鍛造で、できるだけ大きな規模を持つ、そしてその協同組合の中で、これは買いたたきじゃないか、こう意見を言う。それに対して公正取引委員会も、これは確かに疑いがあるなど。そういう仕組みがあるだけで、私は、実態としてそれがどこまで効力を発するかということではなくて、前回の質問でも申し上げたように、抑止力になる。大企業が下請いじめをするときに、人間というのは行き過ぎると本能的にやるんだけれども、途中ではつと理性によつて後髪を引っ張られる、これが大事なんです。

だから、私は、その有無が言えないというのは、それぐらいやはりこれから最低限、内容じゃないんだから、検討していただきたいと思ひますが、検討できませんか。

○松山政府参考人 繰り返して恐縮でございますが、公正取引委員会は、従前から個別事案も含めまして、その申告情報等についてはお答えしないことになっております。

ただ、御指摘のように、協同組合が公正取引委員会に申告することができるといふことにつきましても、先ほどお答えさせていただいたとおり、当然、何人ものことでございまして、協同組合が申告したことは全くないかといへば、そう

いうことはございません。

ただ、具体的に、今先生御指摘のような優越的地位濫用についてどういふ形でということについては、ちよつとお答えを差し控えていただくと

いうことでございます。

○松原委員 それで、前回も質問したわけでありましたが、やはり抑止力をつくれというのが私の議論なんです。ですから、できればこういった買いたたき防止のための、親会社の行為が買いたたきの事例に当たると判断できるようなマニュアルを整備してほしいということに改めて要望として、これは経済産業省になるのか公正取引委員会になるか、どっちになるんでしょうね。企業庁長官、答えてください。

○望月政府参考人 独禁法プロパーの優越的地位の濫用問題につきましては、私どもがそのガイドラインをつくるということは考えられないと思ひますけれども、先ほど来お話を承つて、協同組合という観点から、一体その取引関係の中で何ができるか、あるいは役に立つのかという観点から申し上げれば、法令違反ということではございませんけれども、今般お通しいただきましたものづくり法を考へるプロセスにおきまして、例えば、金型の重量取引、目方で売るといふ取引慣行については、やはり今や適正な取引慣行ではないのでは、いかという観点から、重量でない取引慣行をもつと確立するべきだといふようなことについては、その業界においても大々議論が起こりつつある話でございます。そういう場合に、その当該同業種組合において適正な取引慣行について考へるといふようなことも、これは納入側としてそういう問題提起をするといふようなこともあるわけでございますので、取引慣行について、もちろん、協同組合といふのは大いに役に立つ組織であると思つております。

○松原委員 前向きな御答弁ですが、中小企業庁長官は、こういうマニュアルがあつたらいいと思ひますよね。ちよつとどうですか。いや、長官に聞いているの。

○望月政府参考人 御質問のその前提になっているマニユアルがあった方がいかどうかというところでございますけれども、前提になっているマニユアルについての公正取引委員会の方の御見解をちよつと承つてからでないか、感想はなかなか述べられないと思つてゐるんですけれども。

○和泉澤政府参考人 公正取引委員会では、いわゆる下請法の運用、周知、それからおっしゃつてゐるような違反行為の抑止という観点につきまして活動を行つておりまして、下請法に関しまして、マニユアルというふうには呼んでおりませんけれども、発注親企業の担当部署に対する研修、講習用の、通達類ばかりでなく、べからず集という格好で、そういう研修、講習資料というものをつくつております。

また、あわせて、そうした部分の周知徹底にも意を用いてゐるところでございます。一層その充実を図つていきたいと思つております。

○松原委員 その効果が十分にあれば、いろいろなところ、私が地元を回つてもそういう声は上がつてこないんですよ。だから、その研修の成果は、残念ながら、まだ深く親会社の資材部の胸に刻み込まれていない、こういうことです。二人そろつてゐるんだから、ここで議論してもいいんだけれども、横で議論するわけにはいかないだろうから。

私が申し上げたいことは、少なくとも中小企業庁長官は、経済産業省の立場から、二階大臣の意を受けて、もう暗黙の思ひをいたして、我々はつくつたといふところで言えいいんですよ。やはりそういうマニユアルというものを、明快に買いたたきマニユアルという名称であるかないかというのは、抑止力としては違ふんですよ。

私は、それで犯人を捕まえようというのを期待しているわけじゃないんです。期待があればやらざるを得ないけれども、抑止力が必要だと。資材部の連中が買いたたきときに、後ろ髪を引く張つて理性を目覚めさせる抑止力が必要だということを書いてゐるんですよ。そういうものがあれば

ば抑止力になるんですよ。二階大臣、いかがでしょうか。

○二階国務大臣 せっかくの御提案であります。私も、中小企業を守るという立場ではあらゆる面から対策を講じていかなくてはならないと思つております。

前々から、再々この場でもお答えしておりますように、下請代金支払遅延等防止法におきまして、今委員御指摘のような抑止力をどう發揮するかということが大事だと思ふんです。支払いができたからといって直ちに親会社を告発するといふやり方は、なかなか日本人的ではありませんし、それをやることによって今後の取引等が変化を来すようなことがあつてはならないという思いもあるでしょうから、実際にこれが運用、実行されていくためには、私どもの側でやはりしっかりと対応をしていかなくてはならない。

ただいまの御指摘のような点については十分検討してみたいと思つております。

○松原委員 ぜひ検討を。検討し始めたというこれだけでも抑止力になると私は思ふ。そのマニユアルができなくても、らつ腕経済産業大臣である二階先生が検討を始めたというだけでは抑止力になる。現状のままでは抑止力になりませんが、さつきの西川さんの問題も解決をし、この問題のマニユアルもつくるとなれば、これは物すごい抑止力になると私は思ふんです。

そこで、公正取引委員会にお伺いしますが、例えば、公正取引委員会の中の話というのは僕はよくわからないんですが、買いたたき等に関しての専門の部署というのはあるんですか。

○和泉澤政府参考人 お尋ねの点でございますけれども、公取といたしましては、従来から、優越的地位の濫用に対しては法的措置を含め厳正かつ積極的に対処してきてゐるところでございます。

また、下請法につきましては、その厳正、積極的な運用に努めておるところで、昨年度、十七年度のところで四千件の警告等を行つております。この下請法の運用部門、現にございます。そのこの

体制強化というものが図られてきておりまして、公取の本局、地方事務所等合計で、十八年度末現在の定員で七十一名というふうになつてゐるわけでございます。

公取といたしましては、今後とも、優越的地位の濫用行為などの独禁法違反行為及び下請法違反行為に対しましては厳正に対処するとともに、所要の執行体制の確保、機能充実に努めてまいりたいと思つております。

○松原委員 そこで私は、この間は、例えば三百社、四百社に一人ぐらいそういった公正取引委員会の人がいれば、これは今の人数より全然大きなグロスになるわけでありまして、それは大変な抑止力になるというのを申し上げました。

私は、つらつら考えてみますと、それはそれで一つの考え方ではあります。協同組合というのがあるいろいろな形である、そこにはほとんどは言いませんがかなりの、過半数の中小企業の場合によつたらまじるぐらいの勢いがあるかもしれぬ。

そうした場合に、協同組合というところが、優越的地位の濫用による下請いじめ、それは金融の問題もそうですよ、いろいろとひどい話がありますよ、今度時間があるときにそれも御披露申し上げたいと思ひますが、何でもこれ貸し上げを受けなさいいけないのかみたいな、そういう事例の集約をする。親会社が発注をする場合の激しい下請たき集約をする。そういう集約の一つのチャネルとして協同組合、それは極めて有効に機能するのではないかと私は思ふんですが、御所見をお伺いしたい。

○和泉澤政府参考人 先ほど御指摘ございましたとおり、下請問題、特に下請いじめは、下請企業さんや個々に、例えばこういう問題があるというのはいろいろと表に出にくい、あるいは公取が書面調査を行つてそこに書き込んでもらうとか積極的に申告をするということは、確かに難しい状況でございます。

そういう意味で、今御指摘のような、広い意味で、協同組合もそうなんですが、いわゆる御同業、下請さんもそうですが、御同業の団体といったところで、個別の議論はできるかどうかは別として、こういう点の改善とか、ここに目を向けて、力を入れて調査、審査を行つてほしいとか、そういう部分の情報というのは当然これは集まつてくるかと思ひます。

具体的な申告なのか、それもちろん結構でございますし、それからこういう点での規制強化あるいは摘発をお願いしたいという要望であつて、そうした団体を通じてのお話ということも十分今後出てくるかと思ひますので、私どもとしても心して対応していきたいと思つてゐます。

○松原委員 時間が参りましたが、協同組合の責務としては、今言った資金的な部分、これは商工中金がある。同時に、協同組合が一つのバッファになつてさまざまなことができるだろう。下請いじめに關しても右に同じであります。

私は、くだいようであります。抑止力をつくるというところが最大のテーマなんだということを申し上げたいのです。そういう二つのことを体しながら、協同組合、やはり新しい責務に向かつて頑張つてもらいたいと思ふわけでありまして、最後に大臣の御決意をお伺いして、質問を終わりたいと思ひます。

○二階国務大臣 中小企業問題に対して、特に松原議員のお地元は大変、メッカといひますか中心的地域でありますだけに、それぞれの地域をお回りになつて直接中小企業の皆さんからお話をお聞きになり、そうした体験に基づいて御意見をちょうだいしました。

私も、大田区へ先般伺つてまいりましたが、本当に関係者の皆さんの御努力というのは大変なものであります。しかし、同時にまた、それぞれの実績に基づいて従業員の皆様もそれぞれプライドを持つて対応していただいておるといふことを考えますときに、これからの中小企業の育成のために何が大事かという点から、ただいまの御指摘のありました点、さらにまた、中小企業の生命線でもあります金融関係では商工中金の問題等に

つきまして、これまた各党の皆さんから大変御理解のあるバックアップをちょうだいしております。先般、特別委員会におきまして、この商工中金の問題等につきましては全党一致で御理解のある附帯決議をちょうだいしております。

私は、これより、この法案成立の後にいよいよ具体的に制度設計に入っていくわけでありますが、その際、当委員会における御意見等を十分体して、中小企業の皆さんに安心していただけるような結果を招来することができまうように努力をしてみたい、このように考えておる次第であります。

○松原委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○石田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後一時四分開議

○石田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。達増拓也君。

○達増委員 対日改革要望というものが注目を集めています。正式には、日米規制改革及び競争政策イニシアチブに基づく日本国政府への米国政府要望書。毎年一回ずつアメリカ政府から日本政府へと渡される文書でありますけれども、これに対する注目が高まりました大きなきっかけは、去年の郵政民営化をめぐる議論の中で、この郵政民営化というのは、結局、このアメリカの対日改革要望に基づいてやっているといるんじゃないか、アメリカに言われたとおりやっているといるんじゃないかという議論でございました。

これは、衆参両院の郵政特別委員会でも、野党のみならず与党の議員からも指摘された論点でありますけれども、毎年のこの対日改革要望の中に郵政民営化、盛り込まれまして、ちょうど日本側の郵政民営化、法案をつくって、国会に上げて、

通していくそのプロセスと、アメリカからの要望というものが非常に平仄が合っていて、結局、これはアメリカの利益のために日本でやっているといるんじゃないかということが指摘をされました。

そして、先ほど厚生労働委員会、医療改革関係法案をめぐり、いささか普通でない展開になっていると聞こえてきておりますけれども、この医療改革についてもやはりこの対日改革要望の中に盛り込まれてきていて、それに従ってやっているといるんじゃないのか。この郵政民営化と医療改革をつなぐキーワードが保険であります。

これは、アメリカの保険会社、大変有力な政治力のあるそういう保険会社、政治力もあって、アメリカ政府にいろいろ働きかけて、日本の簡易保険、郵政がやっていた簡易保険百二十兆円を、そこにアメリカ保険会社がどんどん入っていく。また、日本の公的医療保険、これを相対的に縮小させ、自己負担が上がった分、民間の医療保険に入っていく、入院保険でありますとか、がん保険でありますとか、そういった民間の保険に入っていくれば大丈夫というふうな、そのように日本の公的部門を縮小させて、そこにアメリカの保険会社がどんどん入っていくようにする。そういう目的のために郵政民営化だ医療改革だということが行われているんじゃないかということが議論され、そういうことを解説する書物もどんどん出て、売れているという現状であります。

また、このことは新聞、テレビがなかなか取り上げないというところも指摘されております。去年の郵政民営化をめぐる衆参両院の特別委員会での議論でも、せつかくの質疑、答弁が新聞には載らなかったり、テレビでも取り上げられなかったり、なかなか日米、国を挙げて謀略的に進めているんじゃないかというふうな指摘も行われております。大変気になるテーマであります、そこに保険というキーワードがある。

今回のこの中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案であります、ほとんどが共済制度に関する改正と言っていると思います。共済とい

うと保険であります。そこで、ひょっとしたらとあって、去年の十二月に出ましたこの対日改革要望を調べてみたところ、ありました。「透明性およびその他の政府慣行」という項目のもとに「共済」という章がございまして、次のように書いてあります。

「共済は、民間と直接競争する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制を行っているものがある。今私たちが審議している法案もまさにそれなわけでありまして。また、全く規制を受けていない共済もある。共済に関する一貫した規制体制の欠如は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、ビジネス、規制及び税の観点から、共済が民間の競合会社と比べて大幅に有利に立つ要因となっている。かなり強い表現も入っております。中には、この有利な状況を市場シェアや商品提供の拡大のために利用し続けている共済もある。米国は従って、日本に対し次の方策を取るよう要望する。」とございまして、まず一番目、「全ての共済に民間競合会社と同一の法律、税金条件、セーフティネット負担条件、責任準備金条件、基準および規制監督を適用することにより、共済と民間競合会社の間に同一の競争条件を整備する。」「全ての共済」と書かれております。

そして、次に、金融庁以外が規制を行っている共済のことを制度共済と呼んでいるようなんですが、「特に」制度共済については、現状の見直しと、様々な問題の中でもとりわけ、不特定の大衆を事実上対象とする共済の販売慣行について調べた政府横断の検討を二〇〇六年中ごろまでに行う。現状の見直しを二〇〇六年中ごろまでに行う。ああ、実は今、この審議はこのとおりに行っているのかとはと思うわけでありまして。「この見直しでは、制度共済間の規制の扱いや監督の相違点、また、それらと民間保険会社との違いも調査するべきである。」と書いてあります。

この見直しの仕方については、今読んだのは一番新しい去年十二月に出た対日改革要望ですが、その前の年、二〇〇四年十月に出た対日改革要望の中では、その見直しの要望についてはこう書いてあります。「米国政府は、現在、金融審議会の保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、無認可共済にかかわる議論が行われていることを歓迎するとともに、根拠法を有する共済に関しても早い時期に同様の見直しを開始されるよう求める。米国政府はさらに、これらの議論および関係省庁間の議論がオープンで透明性のある形で行われ、また利害関係者(外資系を含む)が議論に積極的に貢献し、関係省庁職員と意見交換をする機会が提供されるよう求める。」

この要望書が出た後に中小企業政策審議会第一回組織連携部会ということで、去年六月にこの中小企業政策審議会の組織連携部会がスタートいたしました、今回の法改正につながる審議会の見直し作業がちょうどこの対日改革要望を受けたような時間的な流れの中でスタートしている。かなり手とり足とり、この対日改革要望のとおり作業が進んでいるのではないかと疑問を持ちまして、まず伺いたいんですが、今回のこの法改正というのは、結局この対日改革要望を受けて行われているものなんでしょうか。

○二階国務大臣 今回の改正は、中小企業組合が、近年、規模が大きい異業種の組合が出てきていること、同時に、事業の多様化または高度化が進展している今日、組合員の自治運営が機能しにくくなっている部分もあり、一部で破綻する組合も出てきていることは事実であります。

このため、中小企業組合制度を見直し、中小企業組合の信頼性を向上させることが必要であると考え、これにより、中小企業者の事業活動の活性化につながるものと認識しておる次第であります。

今回の法改正につきまして、ただいまの御質問にお答えしてまいるとすれば、こうした我が国中小企業組合をめぐる現状と課題を踏まえて行うも

のであるということを申し上げておきたいと思ひます。

なお、アメリカからの対日改革要望について、その要望を受けたようなという表現で、共済全般についてのアメリカの対日改革要望についての御紹介がありました。共済全般に関する要望事項はそうした御指摘のとおりであります。今回の法改正はこれを受けて行うというものでは全くありません。

先般、シフアー駐日大使も経済産業省にお越しになりました。約一時間ばかり日米間の経済問題を中心として話し合いを行いました。この問題に対する言及は全くありませんでした。また、WTOの関係でポルトマン通商代表とは再々話し合いの機会もありますし、先般も電話会談を二度にわたって行いましたが、そのようなアメリカの関係者からこの対日改革要望についての今回の法改正等について要請があったというようなことは全くありません。

○達増委員 今までも、中小企業団体の組織に関する法律の改正というのは何度も行われておりまして、この中小企業組合等は、商工組合制度というのから始まって、事業協同組合とかいろいろなそういう組合を認め、また、組合員にとつて、中小企業にとつて使い勝手のいいようにいろいろ制度改正が重ねられてきているんですが、今回の制度改正というのは、そういう流れの中からするとちよつと異質な印象を受けるんです。そもそも、だれのために、なぜ今こういう法改正なのか、そういういわば動機の部分でなかなか釈然としないところがあるわけです。

中小企業政策審議会組織連携部会が、去年六月、第一回の会合を開いて、そこから全部で八回会合を開いて、今回の法改正につながる結論が出てくるわけでありまして、第一回の中小企業庁からのあいさつを読んでも、また、中小企業庁からの事務局説明ということで「中小企業組合制度の現状と課題」というところを見て、そもそも共済という言葉がなかなか出てこない

で、歴史とか制度とかそういう組合全般の説明が長々と続きまして、今どういう問題があるかというところでは、組合員の減少、世代交代、組合員の中の格差、そういう組合の事業の停滞といううな、実は今、ほとんどの組合員、中小企業が直面している課題はここでありまして、これを何とか解決するというのが実は時期的には求められているんだと思ひます。

ただ、いろいろわかりやすい事件も生じておりまして、そういうガバナンス機能が機能しにくくなっているということが紹介され、幾つかのそういう典型的な事件が紹介されて、そして、「今後の検討の方向性」ということで「信頼性の向上」とか「中小企業組合の活動の円滑化」とかが出てくるわけですね。

そういうところから、何で今回の法改正、つまり、共済制度の改正を主要な内容とするそういうところにつながっていくのかというのがよくわからないんです。アメリカからもこういう要望が出ているという説明をすれば非常にその流れがわかるようになると思ひますが、対日改革要望のことはこの中小企業政策審議会組織連携部会の中で全然紹介されないんですね。全然それに言及しないというののかなり不自然だと思ひます。なぜこれは言及されなかったんでしょうか。

○望月政府参考人 議事録をあらうになつていんだらうと思ひますが、そういう形になつていながら、私も当初からずっと関係をしておりまして、私も、私どもにとつては大変自然であつたというふうに思つております。

と申しますのも、一昨年来、私が今の現職につきましてからも、個別事例でいろいろな破綻事例がございました。その破綻事例が起きるたびに、この責任は一体どこにあるんだと。共済事業もそうですし、組合事業そのものの破綻もございました。その責任は、そういうときに、被害を受けた方も相当地元では大きな騒ぎになりました。そのときに、責任はこの組合の執行部にあるのか、あるいは監督している都道府県にあるのか、

あるいは国にあるのかというところで、かなりのやりとりが行われた事例、何件かございました。

そういう中で、私どもは、この組合自身、全国組織もあり、私どもの中小企業行政の中で重要な役割を果たしているこの組合が、その存立の基盤が危うくなつてきているという実感が大変したわけでございます。そういう面でも、どこに問題があるのかということ、これはもう真剣に早急に公の場で議論を始める必要はないんです。ないかということがそもそもの本当の動機であるわけでございます。そういう問題点を抽出するためには、組合のそもそもの成り立ちから現状についての共通認識を委員の皆様方に持っていた上、問題点をえぐり出すということが必要だと思つております。

そういう観点から、組合の機能であるとか抱えている問題であるとかいうことについての議論が行われたところから始まったのはごく自然であつて、かつ、その中で各種の事故事例についての議論もあつたということも、今回の検討のスタートとしては大変自然なことであつたし、そこに米国の対日要求がなかつたというの、実は私も頭のなかをそのまゝ反映しているということではないかというふうに思つております。

○達増委員 この対日改革要望の問題や、またそこで、共済制度の改革、金融庁所管以外の共済制度も、共済すべてを民間の事業と同じように規制を変えろ、そういう問題意識をどうも隠そう隠そうと入り口のところでしているんじゃないかという疑問を持つていただいても、最終的に共済のことが法改正のほとんどであるにもかかわらず、審議会のこの部会が始まって、共済という言葉がなかなか出てきませんで、先ほども言及した「今後の検討の方向性」という横長一枚紙の資料にも「中小企業組合の信頼性の向上」「中小企業組合の活動の円滑化」「その他」とあるんですが、その共済という言葉は出てこない。

この中小企業庁側からの説明の中で、本当に最後の最後で「その他」というのが三番目にあつて、その「その他」の中で「最近の社会・経済情勢、組合運営の実態を踏まえて、制度のあり方を検討する。」その最近の社会経済情勢を踏まえての受け「関連する最近の動き」として紹介されているのが、会社法のことでありますとか農業協同組合法の改正のこととか、そしてそこで初めて共済という言葉が出てきて、保険業法の改正というところもあつて、最後の最後に、実は大事なことは、保険との関係で共済なんだというのがちらつと出てくるような説明なんです。

ですから、そういう中小企業庁のあいさつや説明を受けて始まった自由討論というの、なかなか共済の話にならないわけですよ。四人の委員が入れかわり立ちかわり発言するんですが、そこでは、中小企業組合、信頼性の問題、いろいろな事件の問題、それは制度の問題なのか人の問題なのかとか、運営の健全性、透明性ということ、そういう不祥事をどう克服するのかという組合のガバナンス、総論、全体論のような議論が続くわけです。

共済という話になかなか入っていかないところで、中小企業庁からの出席者が「あまり先走つたことを申し上げてはいけないんだと思ひますが、それが直ちにこれからのところで規制強化になるかどうかは問題ですが」という物すごい丁寧な言い方をしつつ、共済の話を紹介するんですね。

中小企業庁の出席者が共済の話したら、その後、保険制度を専門としている学者さんが、保険業法との関係で共済の見直しが必要だということと二人の学者さんが次々に発言し、念の入ったことに、その後、部会長さんが、きょうは公認会計士の先生もお二方いらつしやいますので、何か発言ありませんかと水を向け、公認会計士さんは金融、保険、共済の専門家でありまして、そういう発言をするという感じで、何か、共済のことがメインテーマじゃないかのような入り口から入つていって、出口の部分では実は共済が問題なんだという流れができていて、今のは第一回の部会の

議事録なんですが、第二回、第三回は、何とどこも共済のことばかりやるんですね。第二回で役所の側から共済制度についての説明があり、第三回はそれにかかわる団体からのヒアリングということで、一気に共済問題に入っていく。

ですから、やはり最初からこれは共済のことをやるつもりなんだけれども、なるべくそうとわかっていないような入り方をして、第二回、第三回で一気に共済の問題に行く。その後、第四回、第五回と部会は重ねられるんですけども、前半後半二部構成にして、片方で共済をやり、もう片方でガバナンス全般というふうに分けてやり、四回目、五回目は共済が先なんですけど、六回目、いよいよ最終取りまとめが近づいてきて、今の法律やその説明の紙にあるように、全体のガバナンスの話が先に来て、共済の話が二番目に来るような整理になっていく。

これは、やはり意図的に共済の問題じゃないような入り方をして共済の問題をやる、そういう運びをしたんじゃないでしょうか。

○望月政府参考人 お答えいたします。

今回の法律案をごらんになっていただいて御審議賜っているときに私も申し上げておりますけれども、大きな課題が二つあるわけでございまして、一つは、事業協同組合のガバナンスの問題。

これは、入り口でさつとやったという話ではなくて、当時、高速道路の割引料金制度に対する一部の事業協同組合の悪用事例というのが幾つかあったわけでございまして、その際に、私どもの現場の局は、ほかの仕事もできないぐらい局を挙げて、この組合に対する立入検査をしたり対処をして実態把握に努めたわけでございまして、これは私ども、この組合を所管している制度当局といたしましては、こんなことは何回もできない、したがって、組合自身のガバナンスをきつとした規律のものにしていく必要があるというのは、これこそまさに喫緊の課題であったわけでございまして、もう火が噴いていたわけでございま

す。

したがって、そこについて、入り口でどっちを先にやるかはあれでございましてけれども、課題として取り上げたのは、まさに私どもの気持ちのあらわれだろうと思います。

それから、共済問題につきましては、同じように破綻事例がございましたから、そういう普通の事業協同組合の活動についての破綻事例の問題と、それをやるとすれば、共済についての破綻事例の問題も当然扱わないとおかしい、おかしいし、私どもとしても問題意識が高かった話ではございますので、そこについてやる。

加えて、先生、先ほど保険業法の話が出てまいりました。ちよつと先走ったことになりましたけれども、保険業法の方が一年前に法改正をして、無認可共済を傘下に、その規制のもとに置いたということとございまして、これは有利とか不利とかいう問題ではなくて、そこに事業者の方が規制の緩いところに殺到するおそれがあるという意味では、むしろ私どもは一日も早くやらないと組合共済自身が非常に危ない共済として位置づけられてしまうかもしれないという危機感があつた。その二つの危機感はいずれも甲乙つけがたい大変な課題であつたということで、私どもは当初から、こういうものについては、その対応方針を早急に決定するんだ、やるんだということを明示しながら審議会を開始したわけでございます。

二回目以降の審議が、どっちを先にやってどっちを後にやったという問題は、ちよつと私も、議事録を今手元に持っておりますので、その時々このことは思い出させませんけれども、その日々の都合でそうなったので、大体、常にその二つの大きな課題を追いかけてながらこの審議会の運営は行われたというふうに記憶しております。

○達増委員 非常に大きい危機感があつた、強い危機意識があつたということなんですけれども、ただ、今回、当事者である中小企業関係団体の方は、当初かなり法改正に消極的だったんじゃないかと思うんですね。

これは、中小企業政策審議会の組織連携部会第二回。役所からの説明があつて、それに対して委員の質問が、あるいは意見が出されているところですけども、この中小企業組合関係の委員の方がこういうふうに述べているんですね。

「前回ときと違うところいろいろ説明を受けまして、中小企業組合が実施する共済事業を取り巻いている環境が、ここへ来て大変厳しくなってきたおこともわかりましたし、これに関する一定の規制強化の必要性は、私としても十分に理解したところでございます。しかしながら、共済事業の規模、あるいは、契約者である組合員数だけを基準に、規制強化の度合いを変えていくといった論調でございまして、本当にそれでいいのだろうかという気持ちを少しもっておるところでございます。」

というところから始まりまして、特に少数人数の共済について、「最後に説明いただきました少数人数の共済についてでございますが、現行の組合法上で一定のガバナンス規定があることを考えますと、少数人数の場合には、きちんとした組合員のガバナンスが働いていることを前提にした場合、これについては、特段の規制をする必要はないだろうと私は考えております。」というふうに、そんな規制は必要ないんじゃないか、そういう法改正は必要ないんじゃないかというような意見がまず出ているわけです。

これは、第三回目、団体からのヒアリングではもつとはつきりしておりますが、そもそもこの中小企業共済というものが共済全体の中でどういう規模かというところから団体の代表が説明しているんですけども、件数でいってわずか〇・四五％、総資産からいってわずか〇・〇一％。日本の共済事業、これはアメリカからの対日改革要望で、共済というのは非常に大きなウェイトを占めているとアメリカは指摘していますが、ただ、その中で、中小企業共済が占める割合というのは、本当に微々たるものだということから始まりまして、もう本当、全論点についてことごと

く、過度な負担増になると困るとか、配慮いただきたいとか、新たな法制化は必要なのではないとか、今の現状でこれでも十分対応できるのではないかと、おおよそあらゆる論点について否定的な見解を出しています。

だから、やはりこれは、そもそも中小企業組合関係者が望んでの法改正ではなく、アメリカに言われてやっている法改正じゃないかという疑問が生じるんですが、いかがでしょうか。

○西野副大臣 達増委員も御案内のとおり、本法の改正は中小企業組合等のいわゆるガバナンスの強化というものであることは御案内のとおりでございます。お示しの議事録等々で今改めて承つたわけでございますが、その中小企業組合関係の諸団体につきましては、確かに当初この審議会が審議を開始されます前までは、一体今回の意味合いがどういう方向性を持っているんだとか、あるいはその内容がつまびらかでなかったというふうに思いますだけに、この改正に対して何となく不安感というものがあつたというふうに私は理解をいたしております。

しかしながら、審議会において議論を重ねるにつれて、これは中小企業組合の信頼性の向上にあるんじゃないかということで、今回の改正の趣旨というもののについても、これは一定の規律が必要だということで御認識をいただくようになってきたんではないかというふうに思っております。

具体的な審議内容につきましては、中小企業組合の関係の皆さんの意見も十分踏まえておりますし、そういう中から諸団体の御理解もいただける改正に変わった、このように思っておりますし、その経過においては、お示しのような不安というものがあったのではないかと。最終的には十二分に御理解をいただいて、その意見も反映できたのではないかとこのように思っておりますのでござい

ます。ただ、今後も引き続きまして、各組合に説明会や広報等を通じて、この改正の趣旨というものが、十分内容等についても共通の認識が持てる

ように努めてまいりますので、御了承いただきたく思います。

○達増委員 アメリカの対日改革要望、先ほど紹介した、この審議会が始まる前の年、二〇〇四年十月のこの対日改革要望の中では、見直しのやり方について細かい注文がついているんですね。根拠法を有する共済に関して、その見直しの「議論および関係省庁間の議論がオープンで透明性のある形で行われ、また利害関係者（外資系を含む）が議論に積極的に貢献し、関係省庁職員と意見交換をする機会が提供されるよう求める。」

この「共済」の項目が入っている大きな章のタイトルは「透明性およびその他の政府慣行」という章なんですけれども、ここにはパブリックコメントをもっとちゃんとやれという話が毎年毎年書かれてきています、政府が何か、特に規制改革するときにはパブリックコメントをちゃんとやれということが、対日改革要望には毎年毎年書いてある。

この審議会の最後のところでも、パブリックコメントが行われております。中小企業政策審議会組織連携部会としてパブリックコメントを行ってあるんですけども、去年の十一月から十二月にかけて行われていますが、意見を寄せた人たちが、一番多いのは生命保険業界関係なんです。生命保険業界関係が十件、次が中小企業団体中央会及び組合関係七件、共済組合関係六件、弁護士四件、消費者団体関係三件、損害保険業界関係が三件入り、大学教授等二件、その他一件というのが全体、全貌でありますけれども、このパブリックコメントをやった結果、保険会社ばかりがコメントしてきていることについて、政府としてはどう評価いたしますでしょうか。

○古賀政府参考人 御指摘のとおり、パブリックコメント、昨年十一月から十二月にかけて実施いたしましたして、合計三十六件の意見をいただきました。

そして、保険会社からの御意見十三件というのも御指摘のとおりでございます。そうした意見の

中には、基本的な方向性について賛成だということなところもございますし、それから共済事業に関して、このもともとの考え方はもっと厳しくするべきであるという御意見もあわせて、かなりの数いただいております。

これは、保険会社としましては、改正保険業法の方を参考とした規制を求めるというのが基本的な姿勢でございます。組合が行う共済事業に対する今回の改正について、保険会社としては、同業者ですから、関心を持つということは当然のことかなというふうに考えております。

ただ、もちろん、数では確かに保険会社は非常に多く出ておりますけれども、組合関係者、組合をちよつと数字の発表の仕方でも一般事業組合とそれから共済をやっている組合と分けて書きましたので、少し組合が少なくなっているように見えますけれども、組合関係も十数件いただいておりますし、そういうことを考えますと、かなり幅広い方々、これと弁護士とかあるいは消費者団体の方からもいただいておりますし、幅広い方々からも御意見をいただいたということでございます。組合の関係者の方からは、保険会社とはまた逆の視点で、過剰な規制になり過ぎては困りますよというような御意見もいただいております。

そういう意味では、各方面からいろいろな視点に立った御意見をいただいたということでございます。そして、そうした御意見を総合的にしんじやくいたしまして、組合の現状、あるいは他の法制に関する動向も十分踏まえまして、共済事業の健全性を確保するための措置をとったということでございます。

○達増委員 私はこの対日改革要望について一つ疑問があるんですけども、アメリカが一方的に日本に言ってくるにしろは余りに日本側の動きと平仄が合っていない。これは日本側も事前に見ているんじゃないかと思うんですね。

実際、あらかじめ日本側もチェックしておかないと、アメリカ側がとんでもない誤解で、日本側の制度がよくわからないで、絶対実現できないよ

うなむちゃな要望をする危険性もあるし、そういうことがないようにちゃんと日本側で事前にチェックして、それで、もちろんそのチェックというのは、アメリカの要望に対して、わかりました、全部そのとおりやりますと、事前に確認した上でアメリカに出させているという意味ではないですけれども、ただ、アメリカが一〇〇%勝手につくって勝手に出しているわけではないと思ふんですけれども、今回のこの共済のことについても、これは事前に見ていたんでしょか。

○望月政府参考人 まず、結論から申し上げれば、全く見ておりません。事前にそんなものは見ておりません。

それから、もう一つは、先ほどまさに先生がおっしゃいましたように、私どもの中小企業組合関係の共済というのは、本当に、全体の大きなあれからいいますとウエイトは低いものでございまして、保険業界とのイコールフットディングだと外資だとか、そういう観点からいえば、まあ、とてもターゲットになったとは思えませんという感じはいたします。

したがって、私どもも爾々と、他の制度との関係において組合の共済が生き抜いていくための道筋を考えるのを、私どもの中で議論が十分できたということでございますし、それから、結論といたしましての制度改革の中身も、先ほど先生御指摘になったような米側要望との関係でいうと、微妙に食い違っている、違う形になっているんですけれども、今のところそれについての要望も聞いたことはございません。

○達増委員 事前に見ていないということ、この文書そのものを事前には見ていないとか、今の答弁は多分それはそれでよいとは思ふんですけども、もういよいよ何か日本側としてのニュアンスが相手に伝わるような仕組みになっているんじゃないのかなという感じは非常に強く疑問として残っているんですが。

といいますのは、やはりある程度すり合わせ、日本側の事情を理解してもらい、かつ、日米

双方のためになるような対日改革要望にしている方がよいと思うんですね。同時に、アメリカに対しても改革要望を日本政府から出して、お互いさまだという話もあるんですが、お互いぶつ切つ放しじゃなく、それぞれが、日米経済全体がよくならないようなふうにした方がよいと思ふんです。

アメリカのこの共済に関する言い分の中で、かみ砕いて言えば、共済制度をいわば悪用して、金もうけのために利用しているんじゃないかという問題意識、これはあり得る問題意識だと思っております。共済制度全体の中では、本当にこうこれは民間保険会社と同じようなものなんだからイコールフットディングでやった方がいいということろは多々あるんだと思います。

ただ、中小企業関係の部分は、相互扶助の精神に基づいてやっている話でありまして、そういう歴史の積み重ねもあるわけなんです、だから、アメリカの方に「全ての共済」なんていうような書き方をさせない工夫があればよかったんじゃないかなというふうにも思うわけですね。

どうも、この共済の問題に限らず、郵政民営化とか、あと医療改革も含めて考えますと、アメリカは、そういう保険分野への進出とか、あとMアンドA、日本の会社をどんどん買うMアンドA。日本の株安とか会社の時価総額の相対的な低さとか、そういうバブル崩壊の後遺症を活用したMアンドA攻勢とか、それは、アメリカの企業、アメリカ側に有利になるような形の改革を求めている、ただ、そこに日本側としても安易に乗っかっちゃっているんじゃないかなという疑問を持っております。

特に経済産業関係では、対日直接投資の増加ということが今政府挙げての目標になっているわけ、小泉首相も、これは総理大臣がみずから、五年間で対日直接投資残高を倍増するといふものですね。二〇〇三年一月に小泉総理が表明した五年間で対日直接投資残高を倍増するとの計画、その達成に向けて国を挙げて頑張っているということ

には常に取り組んでいるところでございます。
 他方、お尋ねの中小企業の暮らしと健康については、例えば中小企業で働く女性について、労働や健康あるいは経営などの側面から、その実態や抱える課題を把握するための調査を行ったことがございます。適宜、中小企業対策の参考といたしているわけでございます。

いずれにいたしましても、今後の共済事業の円滑な実施という観点から、引き続き必要な実態把握に努めたいと思っております。

〔委員長退席、榊屋委員長代理着席〕

○塩川委員 中小企業者の方にしてみても、例えば休みをとりたいたいのになかなかとれない、そういう際に休業補償のような制度が欲しい、そういうのを例えば共済事業で行う、こういう場合だって当然あり得るわけでありまして。そういう点でも、中小企業者の暮らしと健康の実態がどうなっているのかということについて改めてしっかりと調査をする必要があるんじゃないか。

先ほど望月長官が紹介されたのが、中小企業庁が全国連、全国商工会連合会に委託をした調査、〔自営中小企業に携わる女性の労働と健康に関する実態について〕という報告書が平成十三年度に出されております。

こういう調査について、本来であれば、現時点、この法改正に合わせてしっかりとやる必要があったんじゃないか。中小企業者の方の、営業の実態を把握するのは当然ですけども、その営業の前提として、生業と不可分のような状況にあるわけですから、暮らしと健康の実態についてしっかりとした調査というのは改めて必要なんじゃないのか。

例えば自営中小企業に携わる女性のこういった実態調査について、請願なども出されておりました。昨年の臨時国会でも経済産業委員会にかけまして、保留という形にはなりませんでしたけれども、そういったのも、中小企業庁として今後しっかりとした実態調査をやる予定があるんだということが理事会に報告があったからというのがその趣

旨でもありました。昨年の十月の臨時国会での経済産業の理事会で、中小企業庁からの報告の文書の中にも、この調査については前回一回限りで終わらせるということではなく、今後も実施していく所存だと述べているわけでありまして。

こういう調査を本当はここに合わせなきゃとやっただ方がよかつたんですけれども、おくれればせながらでもしっかりと行う必要があると思うんですが、今後のそういう調査の予定についてのようにお考えか、聞かせてください。

○望月政府参考人 先生御指摘の調査は全国連の中でやっていただいたわけでございますけれども、大変密接な連絡をとっているわけでございます。例えば、そのときの調査のともになりました女性の経営者の方々の状況などにつきまして、昨年の全国連の婦人部の全国大会、これは十一月ごろに新潟であったわけでございますけれども、そこへたまたま私も出かける機会がございまして、その幹部の皆様方と現状についていろいろな意見交換をさせていただいたし、その大会にも参加させていただきまして。

その中でむしろ課題になっておりますのは、そこで、三年前か四年前の調査のときに労働時間ということについての調査があるわけでございますけれども、それは全体として短縮傾向にあって、そういう意味では環境としてはいい状況にあるわけですが、昨年のそういう大会のところに於ける皆様方の御意見から申し上げれば、経済全体の状況についての厳しさとか経営の厳しさとか、そういう議論が中心でございましたものから、私どもとしては、とりあえずは、今、全般的に日々行っている経営状態の調査等々についての情報収集をもっと把握しているところでございます。

○塩川委員 大臣、いかがでしょうか。昨年の経済産業の理事会におきましても、調査を今後も実施していく所存ということが中小企業庁から報告もあったものですから、いつ、どこで、どのようなといったもなかなかあれでしょうけれども、具体的に今後しっかりとやっていくことはぜひお約束いただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○二階国務大臣 そのときのいきさつを改めて調べてみまして、また委員に御回答を申し上げたいと思います。

○塩川委員 よろしく願います。

それで、本来であれば、先ほども言いましたように、こういう福利厚生事業と深くかわる中小企業協同組合の共済事業ですから、実態調査が行われないうままにこういう法改正というのは不適切であると率直に思っております。その上で、法案の本身についてお尋ねをいたします。

事業協同組合の規律強化のための仕組みについてということで法改正が行われるわけですが、事業運営の規律強化関係及び共済事業関係の措置について、一定規模以上の組合には上乗せ規制を導入するとしています。その具体的な規模としては千人以上の組合とすることが想定をされているわけですが、この組合員千人以上と想定している根拠は何なのかをお示しくください。

○西野副大臣 共済事業等を行いますこの組合は、御承知のとおり、相互扶助という精神に基づいて中小企業者がみずから自治運営をしていくという趣旨であることはもう御案内のとおりであります。

しかし、それが、今委員おっしゃったとおり、一定以上の数を有する組合ということになりますと、何となく意識がお互いに希薄化していく傾向にあるのではないかと、行き届かないのではないかと、そういう懸念もございまして、事業を行うにつくましても、健全性という点を考えれば、やはり一定以上の数のところについては上乗せをするような形で実施すべきではないかと、これが、いわゆる千人という一つの基準を設けたわけでございます。

この千人はどこにあるかということですが、最近のいろいろな不祥事がありました例を見ても、ことごとく実は千人を超える組合員数であったという事実、そういう等々がありますので、千人というものを一つの基準として、今回上乗せをすることにいたしました。

○塩川委員 あわせて金融庁にお尋ねしますけれども、保険業法で、千人以下の者を相手方とする場合については保険業法の適用対象から除外とされているわけですが、この適用対象から除外としている理由は何なのかをお示しくください。

○畑中政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、改正保険業法におきまして千人以下の者を相手方とするものを適用除外としておるわけでございますが、その理由といたしましては、一つには、当事者の自治による監督が可能であるということ。それからもう一つは、共済事業により影響を受ける者の範囲が限定的であると考えられる人数であるということが基本でございますが、これに加えて、一般に保険事業の安定的な運営のためには、一定の規模の人数のものによってリスク分散が図られる必要がございます。言葉をかえまして、余りに少人数でございますと、いわゆる保険数理、大数の法則が働かずに保険が成立しない、そういうこと。それからもう一つは、他法令の例ということで、例えば厚生年金保険法上の厚生年金基金、これなどの設立につきましては、それぞれ千人以上の組合員、被保険者が必要とされている。こういったことを総合的に勘案いたしまして、政令におきまして、ただいま御指摘ございました千人以下を適用対象から外しているということでございます。

〔榊屋委員長代理退席、委員長着席〕

○塩川委員 保険業法では千人以下を対象から外しているわけですが、今回の中小企業協同組合法の場合におきましては千人という線は引きません。それはあくまでも上乗せの規制であります。その際も、先ほどは西野副大臣おっしゃりませんでしたけれども、保険業法の千人というものが先ほどの上乗せ規制の一つの目安だということ、これは、この委員会でのさきの答弁でも触れられてい

ることです。あわせて、千人以下についても、中小企業協同組合法では、共済事業についてその規制の対象にしているわけですね。

保険業法では千人以下は対象としていないのに、中小企業協同組合法の共済事業では千人以下の組織について適用除外にしないというのとはなぜなのでしょう。大臣、その点、わかりやすく御説明いただけますか。

○西野副大臣 これは先ほども別の委員さんの御質問でお答えをいたしたところでございますが、わかりやすく言いますならば、備えあれば憂いなしであります。要するに、千人以下でありまして、その組合が健全運営されるためにはそれなりの仕組みをしっかりとしておくことが、千人以下といえども十二分に趣旨が徹底して問題が起らないだろう、運営がスムーズにいくだろう、こういう思いで一応千人以上は改めて上乗せをした、こういうことでございます。

○塩川委員 保険業法では対象外にしているわけですね。何で、相互扶助の組織として自己規律を発揮して自主的な運営を行っている協同組合の共済事業について、千人以下について対象外にしないのですか。保険業法との並びでもおかしいんじゃないのですか。協同組合の組織の方がしっかりとこれまでもガバナンスを発揮してきたというところが協同組合法のそもそもの趣旨ですから、その点で、同じ並びになっていないこと自身がそもそもおかしいんじゃないのですかとお聞きしているわけです。

○二階国務大臣 御質問にありましたように、保険業法は保険契約者の保護を目的とした法律であることは御承知のとおりであります。他方、中小企業等協同組合法は、中小企業者が、相互扶助の精神のもとに、自治により運営し事業を行う組合を規定する法律となっております。

これを踏まえながら、事業の健全な運営を今後確保するという必要性が高い共済事業に関しましては、組合員数が少ないものも含めて、自治運営に一定の方向性を与えるための準備金の積み立て

義務等の措置を導入することとしたものであります。また、組合員数が千人を超える場合には、自治運営が機能しにくくなることを踏まえ、さらに兼業禁止などの措置を上乗せすることとしております。

農協共済あるいは生協共済におきましても、組合員数が少ないものも含め、全ての組合に対し、健全な組合運営を確保するための一定の措置が導入されておることです。

○塩川委員 いや、先ほどの西野副大臣の言葉をかりれば、備えあれば憂いなしというんだつたら、保険業法でも千人以下もきちんと対象にすべきだという理屈なんですよ、それは。そうならないのに、何で協同組合、先ほど大臣もおっしゃった、相互扶助の自治によって運営をしている協同組合において千人以下を対象にする。おかしいじゃないですか。逆さまじゃないですか。その点を聞いているんですけれども、どうですか。

○西野副大臣 私は、答弁で保険業法のことはい切も触れておりません。ですから、それを質問に引用されることは、私は答える必要はないと思います。

○古賀政府参考人 若干補足をさせていただきます。ばと思いますけれども、少額短期に当たるかどうかというところで、千人というのが保険業法の方では、しっかりと規制をするかどうかの基準になっているわけです。

組合の方の千人で切った場合の、上乗せされるかしないかという基準になるわけですが、その千人以下のところにかかっている規制の内容といたし、具体的には、例えば区分経理をしてください、あるいは事業内容についてあらかじめ認可を受けてください、それから準備金に関する規定はちゃんと整備しましょう、それだけ準備金を積みましよう、それから外債のような危ないものに投資する必要はないでしようというように、あるいは契約者に対して重要事項を説明してございさい、それから業務や財産書類を開示してございさいというような規制で、比較的軽いものでござい

ます。特に、何か中小企業組合がこういうことをやるのに、共済組合が、共済をやっているところがそういうこともできないということでは本当にいいのだろうかというような内容ばかりでございます。

ただ、一部負担がかかる可能性のあるものがございます。それは、保険の内容が非常に複雑なものがあるというような場合は共済計理人の関与をさせていただきます。共済計理人が関与をするというところは、何がしかお金を払うということがございまして、コストが生じる。あるいは外部監査を義務づける。これは、負債総額がかなり大きなものについては、人数が仮に千人を下回っていてもそれはやってくださいということですよ。これは、非常に複雑なものをやるとか、あるいは数は少ないけれども負債額は非常に大きいというようなことで、ある程度の負担能力は当然あるだろうというふうなことを考えております。

これに對しまして保険業法の方は、適用されますとこれよりも若干厳しい規制になっておりますので、そういったところは同列には、千人で保険業法の方が適用除外だからこちらの方も同じようにすべきだということではないというふうなことを考えております。

○塩川委員 いや、同じ千人という組織で切った場合の比較をしているわけで、先ほど西野副大臣がちょっと言われましたけれども、備えあれば憂いなし、千人以下の組織においても同じような規制をかけるということについて、保険業法ではかかっていないじゃないですかということをお聞きして、比べて対比したわけですね。

今のお話をお聞きしましたが、全体としては負担はかからないんだというお話でしたけれども、しかし、本当にそうなのかということだと思っております。大体、当事者の方にお聞きしましたが、今外部監査の導入ですとか共済計理人の選任、関与などは、負担が大きいという声が出ていると思うんですけれども、どうですか。

○古賀政府参考人 共済計理人の関与が義務づけられるような長期のものであるとか、あるいは払い戻しがあるような複雑な計算を必要とする、そういう保険を実際に行っているところはほとんどないというふうな承知をしております。

仮にこれからそういうものを始めたいということであれば当然そうした負担は生じるわけですが、これも、例えばそういう契約を一つつくからといってその共済計理人を常駐させなくてはいけないということではなくて、それをつくる時、あるいはその結果のいろいろな計算書類を出すときにちゃんと共済計理人が関与をして、これなら大丈夫だということをやってもらえばいいということになりますので、これはそれほど大きな負担になるとは考えておりません。逆に、それだけ複雑な保険契約をやるというふうなところは余り小さいところはないだろうというふうな思っております。

それから、外部監査の義務づけにつきましても、これは、金額はこれから検討させていただきまされども、少なくとも数十億とかそういうようなレベルになってまいりますので、そんなに小さな組合が対象になるというふうには考えておりませんし、その部分のコストというのは最終的には契約者の掛金に反映をされるということになるかと思っております。それだけの契約規模が大きいところであれば、それを非常に薄く割り振っていった場合に、それで何か事業が非常に困難に陥るというようなことはないだろうというふうな思っております。

○塩川委員 今のお話のように、共済計理人によってもたらすような複雑なものは、現状、千人以下のところではありません。あわせて外部監査も、基準はこれから決めるにしても、数十億という例を挙げましたって、数十億という規模では現状ではないでしよう。であれば、外部監査の導入ですとか共済計理人の選任、関与などについては、例えば一千人以上の仕切りにしたっていい話なんじゃないですか。

それを、今回のように組合全般に対する措置として行うという点で、筋が通らないんじゃないのか、保険業法の並びでもこれは説明がつかないんじゃないですかと言っているんですが、どうですか。

○望月政府参考人 先生、今部長の方からお答えしましたように、実態という面では申し上げたとおりでございますからそういうことですが、筋が通らないという観点からいえば、筋から考えれば、そういう複雑な保険をやる人が、共済計理人があるんだし、長期のものをやるのは共済計理人がいる、そういうことになるわけでございます。したがって、むしろ制度の規制でございますので、万が一、少数者だけでもそういうものをやりたいという人が出てきた場合に、そこが筋が通らないような制度にならないようにしなければいけないということ規定したわけでございまして、直ちに実態の上で規制されるような組合が数多く出てくるということは予想できないというふうには思っているわけでございます。

○塩川委員 いや、制度であれば実態から出発すればいいわけで、そういう意味でも、千人という基準を一つ引くのであれば、それ以外は対象外にするというの方がよっぽど筋が通っていると思いますよ。

その点で、例えば外部監査の話ですけれども、一定負債額以上は義務づけるといいますが、金額は今後政省令で決めると、先ほど数十億円という言い方をされましたが、では、例えば会社法で義務づけられている外部監査導入というのは、どの程度の規模の会社が対象となっているんでしょうか。

○古賀政府参考人 今、共済組合について規定しようとしておりますのは負債の額ということで検討しておりますけれども、負債の額ということで比較をすれば、会社法の方では二百億というのが一つの基準になっているというふうに承知しております。

○塩川委員 負債の二百億円、これは資本金でい

えは五億円ですよ。いわば大企業ですよ。大企業と同じものを中小企業の協同組合事業に当てはめるとということ自身が、これはやはり過大な負担増になるというのは明らかじゃないでしょうか。

ですから、私は、共済事業を営む千人以下の組織であっても、保険業法の適用除外となる組織は新たな負担なしで済むのに、しっかりと組織運営をしてきた中小企業の組合には新たな負担の押しつけが行われるという点で、筋が通らないと思います。

この際に、備えあれば憂いなしの話もありましたけれども、契約者保護ですとか組合員の利益を守ることにつながるんだということの説明がよくあります。私、契約者の保護とか組合員の利益を守るというのであれば、協同組合の共済事業に対する一律の規制の押しつけではなくて、現実の問題となった事件、事例から教訓を導き出して対応策を考える必要があるんじゃないでしょうか。

そこで、四例ほどそういう問題のある事例がこの間も紹介されていますけれども、共済事業に係る事例は一件ということですね。佐賀の商工共済組合ですけれども、この佐賀商工共済組合の破産事件の概要について紹介していただけますか。

○古賀政府参考人 佐賀商工共済協同組合についてお尋ねでございますけれども、これは、組合員数でいいますと一万五千人を超えるというような大規模な共済の事業を行っている組合でございます。この組合は、共済事業と組合員などからの借り入れと貸し付けというようなものを実施しておったところでございます。

この共済掛金等で組合員から集めました資金を外債、具体的にはアルゼンチン債、ブエノスアイレス債と呼ばれるようなものでございまして、これも、そういったものに運用したりしておりますけれども、これらの失敗、あるいはそういったものの会計上の処理の仕方とか、そういったところに不適切なものもあり、結果的にはこれが破綻をして組合員に大変な迷惑をかけたというような事例でございします。

○塩川委員 この事件については裁判になっておりまして、先日の審議で三谷委員の方から御紹介もありましたけれども、地裁の方から和解案が出されております。

和解案の内容について紹介しますが、これも、今年の三月三十日に、県などの責任を認めて、組合員の実損額の六五％の支払いを求める和解案を佐賀地裁が提示しました。佐賀地裁は、県知事は、商工共済の経営状況が相当に厳しく、多額の負債を粉飾していることは十分に認識しており、新たな共済金等の受け入れを制限するとか、現在の経営状況を反映した財務諸表を公開するとかの指導、命令をすべき義務があったとして、県の責任は免れないと結論を出しております。

ですから、改めるべきは、協同組合の共済事業に対する一般的、全般的な規制策ではなくて、まさにこの事例から教訓を導き出すのであれば、佐賀県の監督責任をきちんと明らかにすることこそ経済産業省、中小企業庁が行うべきことではありませんか。

○古賀政府参考人 今御指摘のありましたケースにつきましましては、今係争中でございまして、今御紹介いただきましたような和解案が提示をされているということも承知しております。その損害賠償責任等について最終的に結論が出るまでにはまだ少し時間がかかるのかもしれないけれども、その事実認定のところに私どもが何かここで申し上げるというわけにはいかないわけですから。

こうした問題、これは共済の事例でございしますけれども、そういった事例があった。あるいはその他のケースでも破綻事例が出たというようなことを踏まえまして、特に共済事業につきましましては、従来は、共済事業ということではなくて、一般の組合としては、法令に違反する疑いがあるというような場合にはいろいろな行政上の権限を発動することが可能だったわけですが、今回は、共済事業を行っている組合に對しましては、そういうことではなくて、随時、経営の状況が、

これはおかしいというような事態を把握すれば、いつでも例えば報告徴収を求める、あるいは立入検査をすることができるといようなことに、もちろん必要に応じていろいろな指導あるいは命令もできるような仕組みに整えていくということを行おうとしているわけですが、これを着実に実行することによってこういった破綻事例を最小限に食い止めていきたいというふうに考えております。

○塩川委員 一般的な話じゃなくて、この事件から教訓を導き出すべきだと言っているわけですよ。そういう意味でも、佐賀県は、破綻をする数年前から深刻な経営状況にあるんだということ把握して、内部で文書も上げていたわけですよ。そこが今問われているわけです。

組合員の皆さんにしてみれば、それこそ毎月数千円の掛金で、老後の安心のために使っていたような、そういったお金というのが二割、三割しか返ってこないという話ですから、とんでもないという怒りになっているわけで、そういう点でも、佐賀県がやるべきことをやらなかったということが問題となっているんじゃないですか。

加えてお聞きしますけれども、現行の制度でできることをやっていなかったという点で問題となることの一つに、佐賀県は、知事そのものがこの共済協同組合の理事長の引き継ぎにもかかわらずいたんじゃないですか。

○古賀政府参考人 今御指摘いただきましたとおり、このケースについては、県がどのような監督をしていたかということがもちろん問題になってくるわけでございます。仮に、定款あるいは法令に違反するようなことをやっていないという事実を知っていて、それを何の措置もしなかったということであれば、当然、この法律が想定している枠組みであります監督というのが適切に行われていなかったということになるわけですが、これはまたまた県所管で佐賀県が責任を負っているという法律的な枠組みになっておりますので、そのこと

ころは、私どもとして、知事がそれを知っていたはずであるということ認定するようなことはいたしかねるわけでございます。そこは、現に裁判で争われているわけでございますので、そこで明らかにになっていくだろうというふうに考えております。

○塩川委員 いやいや、今回の法改正をする際に、問題となる事例があるからということが理由の一つになっているわけでしょう。まさに共済事業で問題となっている佐賀商工共済協同組合の事例について、何でも基本的なことを知らないんですか。

そもそも、国会で二〇〇四年、破綻をしたときに議論になっているじゃないですか。民主党の原口委員が、佐賀の方ですから、この問題を取り上げて、望月長官だってちゃんと答弁しているでしょう。そういう点では、理事長の引き継ぎに知事が関与をしていたという事実ははっきりしているんじゃないですか。

○望月政府参考人 国会での御議論については私も承っております。しかしながら、事実についての確認は私どもできておりませんものだから、そこについて、私どもから知事が関与していたというのを申し上げることはなかなか難しいというふうな思っているところでございます。

○塩川委員 ですから、こういう審議をする際に前提となる問題となる事例の内容について把握もしていないのが大問題じゃないですか。

これは、二〇〇四年の八月二十五日に、佐賀県議会のこの問題での特別委員会参考人質疑が行われました。その際に、当時の理事長であった水田さんという方がおいでになった。この方は県議会の議長も務めた自民党籍の方ですけども、この方が出席をされて経過を説明しました。

その水田理事長は、平成八年、井本知事より電話があり、お願いができた、何ですか、うんと言ってくれば言うさ、何ですか、うんと言います、商工共済の陳内氏の後、理事長をやってくれと言われて、全容がわからぬまま、陳内氏

の後なら相談しながらやっていけるだろうと思いつて承諾をしたと述べているんです。このときに、同時に参考人で井本知事も出席をされております。井本知事も、そが言わんでうんと言わねえと言ったのは事実だと認めているじゃないですか。

○望月政府参考人 本件について、佐賀県の中で、理事長交代等々のあれがあつて、その後の責任問題についての議論が起つていて、それがいまだに、例えば、この間の地裁の和解案に対して県がみずからの法的責任はないと言つておられるというように争いがあるわけでございますから、その争いがある中で、ある事実について、私も自身が事実認定したわけでもないことについて、あたかもそれを証明することはできないし、その一方についてここで私どもお述べ申し上げることが適切かどうかということであろうかと思ひます。

いずれにしても、もともと県が本件についての許可のすべての権限を持つていたところから始まっているものでございますので、私どもとしては、そういった地方自治体が許可権限を持つておられることが適切に運用されるような観点から、環境整備として制度上の問題点はないかというところは、この佐賀共済のケースも問題の一つとして、前提といたしまして本件の法律の改正を考えたということでございます。教訓を踏まえていないかといえ、教訓は踏まえていると思ひますけれども、個々の事例について私どもがこれ以上立ち入るわけにはいかないということでございます。

○塩川委員 水田さんの前の理事長の陳内さんという方がどういう方かというのの答えができない

ということですか。

○望月政府参考人 御面識はありますけれども、どういふ方かということについて私が述べるのが適切だとは思ひません。

○塩川委員 御案内のとおり、佐賀県の陳内さんといえは参議院議員の方でいらつしやるわけで、いわば、自民党の参議院議員の方から自民党の県会議員の方に理事長職が引き継がれているのですよね。そういう中で、県としても、監督責任はあるけれども、問題を把握しながらその時点で明らかにしない、かえつて被害が拡大してしまつたというのが今回の事件だったのじゃないかと。こういうことについてきちんとした教訓や総括も明らかにすることなしに、単純にこういう形で、これを理由にこの制度の規制強化を行うということとは筋違いだということを私ははっきりと申し上げたいと思ひます。

そもそも、相互扶助の協同組合の福利厚生事業としての共済事業に対し、不特定多数から保険料を徴収することでもうけを追求する保険会社の保険事業と同じ基準を当てはめようとするが自身に何が違ひであります。明確に区別をすべきだということが前提だと思ひます。

何でこんなことになるのか。私は、やはり、先ほど増増委員からの御質問もありましたけれども、アメリカと日本の保険業界からの要求が背景にあるのじゃないですかと率直に思ひます。

例えば、今、規制改革・民間開放推進会議に対する規制改革要望は、六月と十一月に行われるわけですが、きれいな花などに例えて、六月があげさいで、十一月、秋がもみじというそうすね。

二〇〇五年六月のあじさいのときにも、在日米商工会議所は、共済と民間保険会社の平等な競争環境の確立、あるいは外国損保協会は、制度共済と保険会社間の平等な競争環境の確立ということ

を述べています。そこで、伺いますが、ここでも出されている制度共済というのは何を指しているのか。そういう中で、保有契約件数での市場シェアがどの程度に

なるのかについて、保険全体を含めた中での共済事業、さらにいえば中小企業共済です、今回対象としているものですね、シェアがどの程度か、教えてください。

○古賀政府参考人 お答え申し上げます。いわゆる制度共済と呼ばれておりますのは、各種の協同組合関係法、当省が所管をしております中小企業組合法もございまして、それ以外のものもございまして、そういった各種の組合制度などにおいて実施されている、そういう法律に基づいて設立された組合で実施されている共済事業のことを意味するものというふうに理解しております。

もちろん、これは私どもの所管外のものもございまして、すべて正確に把握しているということではございませんけれども、代表的な制度共済としましては、御案内のとおり、農業協同組合法に基づいて農協において実施されている農協共済、それから、消費生活協同組合法に基づいて生協において実施されている生協共済、それから、中小企業等協同組合法、この法律で行われている制度共済といったものが代表的な例でございます。

そういった共済につきましても統計というのは、何か統一的に正式な数字というものがとれていないわけではないのですけれども、私どもが把握している範囲で申し上げますと、件数で見ますと、例えば民間の損害保険が一億四千万件程度、それから生命保険が二億二千万件程度、そういう億という単位でございまして、そして大きな共済としては、農協共済が約六千万件程度、それから生協共済が三千二百万件程度、そして私どもの中小企業共済が約二百八十万件というふうに理解しております。

○塩川委員 配付資料の一枚目にありますように、この間、簡保などの割合も下がっていますから、全体とすると共済が伸びているのですよね。ですから、その共済を市場として参入したいという業界の要望は大変大きいというのが今回の、例

えば昨年などの保険業法改正の背景にあると思います。

ですから、二枚目に見ましたこの資料なども、先ほど達増委員が紹介されたような要望がこういう形で書かれています。三枚目は、これは中小企業庁に対して在日米商工会議所が出された要望であります。ここにもイコールフットイングと。いわば出自の違う、対象も違う、広くもうけを対象に不特定を対象にするような保険事業とクロースドの組合を、相互扶助の共済事業を一緒くたにしてイコールフットイングだということを要求しているわけですが、こういう要求に対しては聞く耳を持たないというのが経済産業省の立場なのかという点を最後に伺いたいと思います。

○望月政府参考人 先生の御配付の今の資料は、この法律案の、中政審答申に対するパブリックコメントを募集したときの在日米商工会議所から出されたものだと思います。

私も、先ほど来、この御審議の中で申し上げておりますように、民間保険会社に対する規制というものが保険契約者の保護ということと第一義に考えていることに比ばまして、この組合共済は、組合員の相互扶助という観点からの共済事業ということからすればおのずと一番大事なところで立脚しているところが違う部分がございますので、それが完全にイコールフットイングであるということからスタートする必要はないというふうに考えておるところでございます。今回御提案申し上げているような制度にしていたら、ただけというふうな思っておるところでございます。

○塩川委員 終わります。ありがとうございます。

○石田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○石田委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、中小

企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

政府は、中小企業組合の破綻を本法案の提案理由として挙げています。組合の破綻は組合員の利益を損なうものであり、当然必要な対応がなされなければなりません。しかし、共済について破綻した事例は一件のみであり、この案件は、本来、現行法の枠内で当該当局が責任を持って監督すべきものでした。それができなかったのは、現行法制に問題があるのではなく、法の効果的な運用を妨げた政治家のたれ合いにこそメスを加えられるべきものでした。

本法案の反対理由の第一は、米政府の規制改革要望に端を発した、共済と民間保険会社の平等な競争環境の確立を求める日米保険業界の要求に沿うものとなっているからです。これは、中小企業組合員の利益保護、組合活動の発展方向に背を向けるものです。

第二は、中小企業の特定組合員みずからの福利厚生事業の一環である共済事業を、不特定多数を対象とする民間の営利目的の保険事業に取り込むとするものであるからです。これは、相互扶助の精神に基づく中小企業組合の共済事業の存続、継続を脅かし、根本的にその性格をゆがめるものになるものであります。

例えば千人以下の組合の共済にまで規制を行います。保険業法でさえ自己責任が問える範囲として適用外となっており、本来組合自治の原則のもとに運営されている中小企業協同組合に対して、不必要で過剰な負担を強いるものです。

また、千人以上の大きな組合に、兼業禁止や健全性の確保の基準など、実質上保険会社と同様の基準を導入しますが、健全性を過剰に求める余り、共同事業としての共済事業が事実上否定されかねないものという中小関係者の懸念は当然のことであります。

なお、本法案は、組合運営の適正化、規制の強化を行います。一定の規律強化の措置は必要であると考えますが、組合自治の原則で運営されるこ

とが基本であります。組合は中小業者が集まった組織であり、その点で、大会社とは区別した配慮が欠かせません。員外監事の導入など、慎重な配慮を求めて、討論を終わります。

○石田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○石田委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○石田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、増原義剛君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、中小企業組合が、組合員による自治のもと、事業の健全な運営を確保し、信頼性の向上を図ることができるよう、次の諸点について、適切な措置を講じるべきである。

一 中小企業組合が本法による規律強化の措置に円滑に対応できるよう、法令等の周知徹底に万全を期するとともに、その支援のための相談体制等の強化を図るものとし、併せて、都道府県と共に、早急に中小企業組合の実態の把握に努め、必要に応じて業務の適正な実

施を確保するための適切な指導に努めること。

二 中小企業組合が行う共済事業については、本来の相互扶助といった性格及び組合の自律的運営との調整に留意しつつ、契約者等の保護を図る観点から、国と都道府県の間及び省庁間の連携強化に努めるなど、適切な監督・検査体制の整備に万全を期すること。また、組合の本旨に即した事業内容とする観点から、事業範囲、商品内容、運営の仕組み等の事業の在り方についても不断に検討を加えるとともに、共済事業の適切な実施に必要な知見を有する人材を確保するための研修等の支援措置の拡充に努めること。

三 中小企業組合の活動の一層の活性化に資するため、組合運営に関する知識・経験の豊富な人材の育成や、組合組織の活用事例等の情報提供に積極的に取り組むとともに、中小企業組合が創業及び新連携等の受け皿として今後も活用されるよう、さらなる環境の整備に努めること。また、中小企業組合制度の今後の在り方について、昨今の社会経済情勢の変化に適確に対応するため、さらに検討を進めること。

四 景気が全体として着実に回復に向かうなかで、地域、業種及び企業規模等による景況のばらつきが残る現状を踏まえ、金融等のセーフティネット整備などの支援策が中小企業の実態に即して適時適切に実施されるよう、関連中小企業施策の一層の整備拡充に努めること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石田委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、二階経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。二階経済産業大臣。

○二階国務大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○石田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石田委員長 次に、内閣提出、参議院送付、意匠法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。二階経済産業大臣。

意匠法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○二階国務大臣 意匠法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、我が国産業の国際競争力を強化するため、産業財産権の一層の保護を図るとともに、模倣品対策を強化するための所要の改正を行

うものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、デザインの保護を強化するため、意匠権の存続期間の延長、操作画面に係る保護対象の拡大、関連意匠や部分意匠の出願期限の延長等の改正を行うこととしております。

第二に、特許権の取得を容易にするため、出願を分割できる時期を追加するとともに、公平な審査を行う観点から、出願の補正を制限することとしております。

第三に、ブランドの保護を強化するため、小売業者等が使用する商標を役務商標として保護する制度を導入し、また、団体商標の商標登録を受けることができる主体を拡大することとしております。

第四に、模倣品対策を強化するため、模倣品を輸出することや譲渡等の目的で所持することを産業財産権の侵害行為とするとともに、産業財産権の侵害や不正競争についての刑事罰を強化することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

意匠法等の一部を改正する法律案

意匠法等の一部を改正する法律

（意匠法の一部改正）

第一条 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを（定義等）に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若

しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

第二条第三項中「貸し渡し」の下に「輸出し」を加え、同条に次の一項を加える。

4 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

第三条の二中「もの」の下に「（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

第四条第三項中「十四日」を「三十日」に改める。

第九条の二中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める。

第十条第一項中「係る意匠」の下に「又は自己の登録意匠」を加え、「本意匠の」を「当該関連意匠の」に、「とその関連意匠」を「がその本意匠」に、「とが同日」を「以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。」を「以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。」に改める。

第十条第一項中「係る意匠」の下に「又は自己の登録意匠」を加え、「本意匠の」を「当該関連意匠の」に、「とその関連意匠」を「がその本意匠」に、「とが同日」を「以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。」に改める。

第十条第一項中「係る意匠」の下に「又は自己の登録意匠」を加え、「本意匠の」を「当該関連意匠の」に、「とその関連意匠」を「がその本意匠」に、「とが同日」を「以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。」に改める。

第十条第一項中「係る意匠」の下に「又は自己の登録意匠」を加え、「本意匠の」を「当該関連意匠の」に、「とその関連意匠」を「がその本意匠」に、「とが同日」を「以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。」に改める。

第十条第一項中「係る意匠」の下に「又は自己の登録意匠」を加え、「本意匠の」を「当該関連意匠の」に、「とその関連意匠」を「がその本意匠」に、「とが同日」を「以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。」に改める。

第十条第一項中「係る意匠」の下に「又は自己の登録意匠」を加え、「本意匠の」を「当該関連意匠の」に、「とその関連意匠」を「がその本意匠」に、「とが同日」を「以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。」に改める。

第十条第一項中「係る意匠」の下に「又は自己の登録意匠」を加え、「本意匠の」を「当該関連意匠の」に、「とその関連意匠」を「がその本意匠」に、「とが同日」を「以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。」に改める。

第十条第一項中「係る意匠」の下に「又は自己の登録意匠」を加え、「本意匠の」を「当該関連意匠の」に、「とその関連意匠」を「がその本意匠」に、「とが同日」を「以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。」に改める。

第十条第一項中「係る意匠」の下に「又は自己の登録意匠」を加え、「本意匠の」を「当該関連意匠の」に、「とその関連意匠」を「がその本意匠」に、「とが同日」を「以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。」に改める。

2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定

されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

第十四条第二項中「同時に」の下に「、又は第四十二条第一項の規定による第一分分の登録料の納付と同時に」を加える。

第十七条第一号中「第十条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項から第三項まで」に改める。

第二十一条中「十五年」を「二十年」に改める。第二十四条の前の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

第三十八条を次のように改める。

（侵害とみなす行為）

第三十八条 次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じて提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為

第四十二条第一項第三号中「第十五年」を「二十年」に改める。

第四十四条の三第二項に次の一号を加える。

三 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

第四十八条第一項第一号中「第十条第二項の下に」若しくは「第三項」を加える。

第五十五条第二項に次の一号を加える。

三 善意に、当該登録意匠又はこれに類似す

る意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

第六十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(侵害の罪)」を付し、同条中「侵害した者」の下に「(第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)」を加え、「三年」を「十年」に、「又は三百万円」を「若しくは千万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十九条の二 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十四条第一項第一号を次のように改める。

一 第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

第七十四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

(特許法の一部改正)

第二条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「提供を含む。以下同じ。」「の下に」「輸出」を加え、同項第三号中「譲渡等」の下に「輸出」を加える。

第十七条の二 第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に、「第一項第三号」を「第一項第一号、第三号」に改め、「掲げる場合」の下に「(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二の規定による通知を受けた場合に限る。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一

項を加える。

4 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。

第十七条の三 中「最先の日。の下に」第三十六条の二第二項本文及び「を加える。

第三十六条の二 第二項中「二月」を「一年二月」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該外国語書面出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができる。

第四十一条第二項中「第十七条の二第五項」を「第十七条の二第六項」に改める。

第四十四条第一項中「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができ」る期間内」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができ」る期間内にするとき。
二 特許をすべき旨の査定(第六十三条第三項において準用する第五十一条の規定による特許をすべき旨の査定及び第六十条第一項に規定する審査に付された特許出願

についての特許をすべき旨の査定を除く。)の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。
第四十四条第二項ただし書中、「第三十六条の二第二項」を削り、同条に次の二項を加える。

5 第一項第二号に規定する三十日の期間は、第四十四条又は第六十八条第三項の規定により同条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第一項第三号に規定する三十日の期間は、第四十四条の規定により第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
第四十六条の二 第二項ただし書中「第三十六条の二第二項」を「第三十六条の二第二項ただし書」に改める。

第四十九条第一号中「第十七条の二第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第三号」を「第十七条の二第一項第一号又は第三号」に改め、「掲げる場合」の下に「(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)

第五十条の二 審査官は、前条の規定により特許出願について拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願(当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなつてゐるものに限る。))についての前条(第六十五条第二項、第六十七条第一項)において準用する場合を含む。

む。及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知(当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になつたものを除く。)に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第三号」を「第十七条の二第一項第一号又は第三号」に改め、「掲げる場合」の下に「(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第五十条の二の規定による通知をした場合に限る。)」を加え、「同条第三項から第五項まで」を「第十七条の二第三項から第六項まで」に改める。

第一百一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特許が物の発明についてなされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

第一百一条に次の一号を加える。

六 特許が物を生産する方法の発明についてなされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

第一百二十二条の三 第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特許が物の発明についてなされている場合において、その物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

第一百二十二条の三 第二項に次の一号を加える。

五 特許が物を生産する方法の発明についてなされている場合において、その方法により生産した物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

第一百五十一条中「尋問」を「尋問等」に改める。
第一百五十九条第一項中「第十七条の二第一項第三号」を「第十七条の二第一項第一号又は第三号」に、「第十七条の二第一項第三号又は」を

「第十七条の二第一項第一号、第三号又は」に、「同項第三号」を「同項第一号又は第三号」に改め、同条第二項中「第五十条の二」を「第五十条及び第五十条の二の二」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第二項第一号又は第三号に掲げる場合同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。」とあるのは、「第十七条の二第二項第一号（拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）、第三号（拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）又は第四号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

第六百六十三条第一項中「第十七条の二第二項第三号」を「第十七条の二第二項第一号又は第三号」に、「第十七条の二第二項第三号又は」を「第十七条の二第二項第一号、第三号又は」に、「同項第三号」を「同項第一号又は第三号」に改め、同条第二項中「第五十条の二」を「第五十条及び第五十条の二の二」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第二項第一号又は第三号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。）とあるのは、「第十七条の二第二項第一号（拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）、第三号（拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）又は第四号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

第六百六十九条第三項及び第四項中「又は申立人」を削る。

第七百七十五条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特許が物の発明についてされている場合において、善意に、その物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

第七百七十五条第二項に次の一号を加える。

五 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、善意に、その方法により生産した物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

第九百九十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（侵害の罪）」を付し、同条中「侵害した者」の下に「（第九百九十六条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）」を加え、「五年を」十年に、「又は五百万円を」若しくは「千万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第九百九十六条の二 第九百九十六条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百一十一条第一項第一号を次のように改める。

一 第九百九十六条、第九百九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

第二百一十一条に次の一項を加える。

三 第一項の規定により第九百九十六条、第九百九十六条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

（実用新案法の一部改正）

第三条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「貸し渡し」の下に「輸出」を加える。

第二十八条に次の一号を加える。

三 登録実用新案に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為

第三十三条の三第二項に次の一号を加える。

三 当該登録実用新案に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

第四十四条第二項に次の一号を加える。

三 善意に、当該登録実用新案に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

第五十六条中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第六十一条第一項第一号を次のように改める。

一 第五十六条又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

第六十一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

三 第一項の規定により第五十六条又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

（商標法の一部改正）

第四条 商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項第二号の職務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

第二条第三項第二号中「展示」の下に「輸出」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。

第七条第一項中「社団法人」の下に「その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）」を加える。

第三十七条第二号及び第六十七條第二号中「又は引渡し」を「引渡し又は輸出」に改める。

第七十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（侵害の罪）」を付し、同条中「侵害した者」の下に「（第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）」を加え、「五年」を「十年」に、「又は五百万円」を「若しくは千万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第七十八条の二 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十二条第一項第一号を次のように改める。

一 第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

第八十二条に次の一項を加える。

三 第一項の規定により第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

（不正競争防止法の一部改正）

第五条 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第一項第十一号」を「第二項第六号」に改める。

第二十一条第一項中第四号から第九号までを削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行つた者

第二十一条第一項中第十号を第五号とし、第十一号を第六号とし、同条中第二項を削り、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次の各号のいずれかに該当する者は、十年

以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）により、又は管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。）により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者

二 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること。
ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

三 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を取得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること。
ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。
四 営業秘密を保有者から示されたその役員

（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業員であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

五 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業員であつた者であつて、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第三号に掲げる者を除く。）

六 不正の競争の目的で、第一号又は第三号から前号までの罪に当たる開示によつて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

第二十一条第三項中「第一項第四号から第十号まで」を「第一項及び前項第五号」に改め、同条第四項中「第一項第四号又は第六号から第九号まで」を「第一項第一号又は第三号から第六号まで」に改め、同条第五項中「第一項第十号」を「第二項第五号」に改め、同条第六項中「第一項第十一号」を「第二項第六号」に改める。

第二十二條第一項中「次の各号」を「前条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項」に、「当該各号に定める」を「三億円以下の」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前条第一項第四号、第五号、第九号及び第十号」を「前条第一項第一号、第二号及び第六号並びに第二項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附則第十條中「第一項第十一号」を「第二項第六号」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中意匠法第四條の改正規定及び第四條中商標法第七條の改正規定並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中意匠法第二條第三項、第三十八條、第四十四條の三及び第五十五條の改正規定、第六十九條の見出しを削る改正規定、同条の前の見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに第七十四條の改正規定、第二條中特許法第二條、第一百一條、第一百二十二條の三及び第七十五條の改正規定、第九十六條の見出しを削る改正規定、同条の前の見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに第二百一條の改正規定、第三條の規定、第四條中商標法第二條第三項、第三十七條及び第六十七條の改正規定、第七十八條の見出しを削る改正規定、同条の前の見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに第八十二條の改正規定並びに第五條の規定並びに次条第三項並びに附則第三條第二項、第四條、第五條第二項、第九條、第十二條、第十三條及び第十六條の規定 平成十九年一月一日

三 附則第十條及び第十五條の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日又は前号に定める日（以下「一部施行日」という。）のいずれか遅い日

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第二条第二項、第三条の二、第十条、第十四條、第十七條、第二十一条、第四十二条及び第四十八條の規定は、この法律の施行後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 新意匠法第四條の規定は、前条第一号に定める日以後にする意匠登録出願について適用し、同号に定める日以前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

3 新意匠法第二條第三項、第三十八條、第四十四條の三及び第五十五條の規定は、一部施行日以後にした行為については、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。（特許法の改正に伴う経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第十七條の二、第四十七條の三、第三十六條の二、第四十一條、第四十四條、第四十六條の二、第四十九條から第五十條の二まで、第五十三條、第五十九條及び第六十三條の規定は、この法律の施行後にする特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。

2 新特許法第二條、第一百一條、第一百二十二條の三及び第七十五條の規定は、一部施行日以後にした行為については、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の実用新案法第二條、第二十八條、第三十三條の三及び第四十四條の規定は、一部施行日以後にした行為については、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。

（商標法の改正に伴う経過措置）
第五条 第四条の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第二条第二項の規定は、この法律の施行後にする商標登録出願について

適用し、この法律の施行前にした商標登録出願については、なお従前の例による。 2 新商標法第二条第三項、第三十七条及び第六十七條の規定は、一部施行日以後にした行為については適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。 3 新商標法第二条第二項に規定する役務(以下「小売等役務」という。)について使用をする商標について商標登録を受けようとする者が、商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出展の日がこの法律の施行の前であるときは、この法律の施行の日を出展の日とみなす。 4 小売等役務について使用をする商標について商標登録を受けようとする者が、商標法第九条の二、第九条の三又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条の二第二項の規定により優先権を主張しようとする場合において、最初の出願若しくは千九百一十一年六月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日(以下この項において「出願日」という。)が、この法律の施行の前であるときは、この法律の施行の日を出願日とみなす。 5 第一項及び前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。 (施行前からの使用に基づく商標の使用をする権利) 第六条 この法律の施行前から日本国内において不正競争の目的でなく他人の商標登録に係る指定役務又はこれに類似する役務(小売等役務に限る。)についてその登録商標又はこれに類似す	る商標の使用をしていた者は、継続してその役務についてその商標の使用をする場合は、この法律の施行の際現にその商標の使用をしてその役務に係る業務を行っている範囲内において、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。 2 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、同項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。 3 第一項の規定により商標の使用をする権利を有する者は、この法律の施行の際現にその商標がその者の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、同項の規定にかかわらず、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。 4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。 5 前各項の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。 (施行後三月間にした商標登録出願についての特例) 第七条 この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間にした商標登録出願であつて、小売等役務について使用をする商標に係るもの(以下この条において「特例小売商標登録出願」という。)についての商標法第四条第一項第十一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「するもの」とあるのは、「するもの(その商標登録に係る指定役務が第二項第二項に係るものである場合において、同項に係る役務について使用をするものを除く。)」とする。 2 特例小売商標登録出願についての商標法第四条第一項(第十三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「するもの」とあるのは、	は、「するもの(その商標権に係る指定役務が第二条第二項に係るものである場合において、同項に係る役務について使用をするものを除く。)」とする。 3 特例小売商標登録出願についての商標法第八条第一項の規定の適用については、同項中役務」とあるのは、「役務(第二条第二項に規定する役務を除く。)」とする。 4 特例小売商標登録出願についての商標法第八条第二項の規定の適用については、当該特例小売商標登録出願は、同日にしたものとみなす。(使用に基づく特例の適用) 第八条 前条第四項の規定により同日にしたものとみなされた二以上の商標登録出願がある場合において、その商標登録出願がこの法律の施行前から自己の業務に係る小売等役務について日本国内において不正競争の目的でなく使用をしている商標について商標登録を受けようとするものであるときは、その商標登録出願人は、使用に基づく特例の適用を主張することができる。 2 使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、商標法第八条第四項の規定により指定された期間内に、その旨を記載した書面及びその商標登録出願が次の各号のいずれにも該当することを証明するために必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。 一 その商標登録出願に係る商標がこの法律の施行前から日本国内において自己の業務に係る小売等役務について使用をしているものであること。 二 その商標登録出願に係る指定役務が前号の小売等役務であること。 3 使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願であつて、前項各号のいずれにも該当するもの(以下この条において「使用特例商標登録出願」という。)についての商標法第四条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第十号中「使用をするもの」とある	のは、「使用をするもの(自己の業務に係る役務(第二条第二項に規定する役務に限る。)を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であつてその役務について使用をするものを除く。)」とする。 4 第一項に規定する場合において、当該二以上の商標登録出願のいずれかが使用特例商標登録出願であるときは、商標法第八条第五項の規定の適用については、同項中「特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人」とあるのは、「意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)附則第八条第三項に規定する使用特例商標登録出願の商標登録出願人(当該使用特例商標登録出願が二以上あつたときは、それらの使用特例商標登録出願の商標登録出願人)」とする。 5 商標法第二十四条の四及び第五十二条の二の規定は、前項の規定により読み替えられた同法第八条第五項の規定の適用により、同一又は類似の小売等役務について使用をする同一又は類似の二以上の登録商標に係る商標権について異なつた者を商標権者とする設定の登録があつた場合に準用する。 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置) 第九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第二条第二項第三号の規定の適用については、同号中「第十一条第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、「第十四条第一項第七号」とあるのは「第二十一条第二項第六号」とする。 2 前項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日ま
--	---	---	---

での間における組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、同表第三十六号中「第九十六六条」とあるのは「第九十六六条又は第九十六六条の二」と、同表第三十七号中「第七十八條」とあるのは「第七十八條又は第七十八條の二」とする。

3 第一項に規定する場合には、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十五号）附則第四條の規定は、適用しない。

（施行前に犯した犯罪行為により生じた財産等に関する経過措置）

第十條 組織的犯罪処罰法第九條第一項から第三項まで、第十條及び第十一條の規定は、一部施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一條の規定による改正前の意匠法第六十九條の罪、第三條の規定による改正前の実用新案法第五十六條の罪、第五條の規定による改正前の不正競争防止法第二十一條第二項の罪又は附則第十二條の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三條の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）第五十六條第一項の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為が法の令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して一部施行日後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪処罰法第二條第二項第一号の犯罪収益とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成十八年五月二十四日印刷

（平成五年旧実用新案法の一部改正）
第十二條 平成五年旧実用新案法の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする」に改める。

第二十八條を次のように改める。

（侵害とみなす行為）

第二十八條 次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 業として、登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じて提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 登録実用新案に係る物品の製造に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその考案による課題の解決に不可欠なものにつき、その考案が登録実用新案であること及びその物がその考案の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三 登録実用新案に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為
第五十六條第一項中「三年」を「五年」に、「又はは三百万円」を「若しくはは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第六十一條第一項第一号を次のように改める。
一 第五十六條第一項又は前條第一項 三億円以下の罰金刑
第六十一條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条に次の

平成十八年五月二十五日発行

一項を加える。
3 第一項の規定により第五十六條第一項又は前條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

（平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 前條の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第二條及び第二十八條の規定は、一部施行日後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四條 附則第二條から第十一條まで及び前條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（組織的犯罪処罰法の一部改正）

第十五條 組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。

第二條第二項第三号口中「第二十一條第一項第十一号」を「第二十一條第二項第六号」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第十六條 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八條第三号中「第二十一條第一項第一号から第九号まで若しくは第十一号」を「第二十一條第一項若しくは第二項第一号から第四号まで若しくは第六号」に改め、「若しくは第二項」を削る。

理由

我が国産業の国際競争力を強化するため、意匠権の存続期間の延長、役務商標の小売業等への拡大、特許出願の分割制度の見直し等の措置を講ずるとともに、模倣品の輸出の侵害行為への追加、知的財産権の侵害に対する刑事罰の強化等、知的財産権の保護の強化を図るための規定の整備を行

う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C